

# 名護市地域防災計画 資料編

(令和 5 年 3 月)

名護市防災會議





# 目 次

<b>1 条例等</b>	<b>1</b>
1-1 名護市防災会議条例	1
1-2 名護市防災会議運営要領	3
1-3 名護市災害対策本部条例	4
1-4 名護市災害対策「緊急対応班」設置要領	5
1-5 名護市防災行政無線施設の管理及び運用に関する規程	6
1-6 名護市自主防災組織育成指導要綱	14
1-7 名護市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱	19
<b>2 防災組織等</b>	<b>21</b>
2-1 名護市防災会議委員名簿	21
2-2 自主防災組織	22
2-3 各種事業団体一覧表	23
<b>3 災害履歴、災害危険箇所</b>	<b>24</b>
3-1 過去における自然災害、火災の発生状況	24
3-2 土石流危険渓流一覧	32
3-3 地すべりによる危険が予想される箇所	34
3-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	35
3-5 土砂災害警戒区域一覧	42
3-6 重要水防区域等一覧	48
3-7 県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域	50
3-8 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧	50
<b>4 消防関係</b>	<b>55</b>
4-1 消防団組織	55
4-2 消防署職員及び消防団員数	55
4-3 消防署管内の現有車両台数	56
4-4 消防水利	56
4-5 救命、救助器具	57
4-6 危険物の施設一覧表	59
<b>5 通信関係</b>	<b>60</b>
5-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	60
5-2 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧	63

<b>6 避難所関係</b>	<b>64</b>
6-1 指定避難所	64
6-2 津波緊急避難場所（施設）	64
6-3 福祉避難所	66
<b>7 備蓄・給水関係</b>	<b>68</b>
7-1 補給水源	68
7-2 給水タンク車等の保有状況	68
<b>8 医療関係</b>	<b>69</b>
8-1 災害時医療救急班連絡系統図（北部地区医師会）	69
<b>9 交通・輸送関係</b>	<b>70</b>
9-1 ヘリコプター離着陸可能場所一覧表	70
9-2 緊急通行車両	73
<b>10 その他</b>	<b>75</b>
10-1 災害救助法による救助の程度と期間並びに実費弁償の基準	75
10-2 被害状況判定基準	78
10-3 大浦自主防災組織 地区防災計画	80
<b>11 協定等</b>	<b>93</b>
11-1 応援協定一覧表	93
<b>12 様式集</b>	<b>95</b>
12-1 災害即報様式	95
12-2 災害報告様式	97
12-3 自衛隊派遣要請依頼書	110
12-4 自衛隊派遣撤収要請依頼書	111
12-5 避難者名簿	112
12-6 避難者カード	113
12-7 避難行動要支援者名簿	114
12-8 防災カード	115
12-9 罹災者名簿	116
12-10 罹災者台帳	117
12-11 罹災証明書	118
12-12 公用令書	122





# 1 条例等

## 1-1 名護市防災会議条例

昭和 47 年 9 月 30 日

条例第 74 号

最新改訂 平成 24 年 12 月 25 日

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名護市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名護市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
  - (3) 沖縄県警察の警察官
  - (4) 副市長、教育長及び各部長
  - (5) 消防長及び消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、その者の職に在職する期間とする。

### (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

### (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する収入役の職等の取扱いは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により、当該収入役の任期中在職する間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 名護市防災会議運営要領

昭和 53 年 11 月 8 日  
訓令第 21 号

### (目的)

第1条 この要領は、名護市防災会議条例（昭和47年9月30日名護市条例第74号）第5条の規定に基づき、名護市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める事を目的とする。

### (会議)

第2条 会議は、会長において必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。

2 会議の議長は会長をもってあてる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (専決処分)

第3条 会議が成立しないとき、または会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないとき会長は、会議を処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置に関する事項

(2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

### (記録)

第4条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

### (異動報告)

第5条 委員の異動等により変更があったとき、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要領は、昭和 55 年 3 月 3 日から実施する。

## 1-3 名護市災害対策本部条例

昭和 47 年 9 月 30 日

条例第 75 号

最新改訂 平成 24 年 10 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、名護市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 24 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 名護市災害対策「緊急対応班」設置要領

制定 平成 16 年 6 月 14 日

制定 平成 23 年 5 月 30 日

### 1 目的

名護市地域防災計画（平成 16 年 3 月 30 日修正）第 4 章「災害応急対策計画」第 1 節「組織及び動員計画」5 「配備の指定及び区分」（7）「緊急対応班の設置」の計画に基づいて、名護市において大規模災害が発生した場合、災害対策本部（以下「本部」という。）を迅速に設置できない場合に備え、事前に初動体制を確保するための要員として緊急対応スタッフ「緊急対応班」を置くための設置要領を定めるものとする。

### 2 組織

「緊急対応班」には、防災監及び班員を置き、防災監には総務部長がなり、班員には職員をもって充てる。

### 3 班員

班員については、居住地、現在の職務等を勘案し、次の基準で選考し、あらかじめ指名して置くものとし、毎年見直すものとする。

- (1) 現在防災担当にある職員
- (2) 本部設置場所である本庁から、直線距離で概ね 2.0km 以内に居住している職員
- (3) 防災監が特に必要と認めた職員

### 4 任務

- (1) 防災監は、班員の招集及び諸協議事項の決定をする。
- (2) 班員は、災害の発生を知った時には、防災監の指示を待たず、直ちに本部設置準備のため名護市役所本庁総務課に集結し、本部設置のため以下の活動を行う。
  - ① 被害状況の概要把握等情報収集に関するこ。
  - ② 国、県、警察及びマスコミ等関係機関との連絡調整に関するこ。
  - ③ 本部長、副本部長、防災監からの指示命令の受理伝達に関するこ。
  - ④ 各自治会、避難所、ボランティア、学校及び交通手段に関するこ。

### 5 定員

班の定員は概ね 10 名程度とする。

### 6 訓練

必要に応じて班員対象として動員訓練、連絡対応訓練等を実施する。

### 7 その他

- (1) 班員の責務として事前に任務を明確にしておくものであって、常時その行動を拘束するものではなく、大規模災害発生時の各自の状況によりできるかぎりの努力を求めるものである。
- (2) 本部の体制が整い次第、名護市地域防災計画のとおりの体制が確立すれば、班員は可能な限り本来の任務に戻るものとする。

## 1-5 名護市防災行政無線施設の管理及び運用に関する規程

平成 5 年 3 月 29 日

訓令第 10 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 51 条及び第 56 条の趣旨に基づき設置する名護市防災行政無線施設(以下「無線施設」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線施設」とは、無線局及びその付帯設備をいう。
- (2) 「無線局」とは、固定系親局、固定系子局及び固定系中継局の無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (3) 「無線局所」とは、無線局及び有線で接続されている通信所をいう。
- (4) 「固定系親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (5) 「固定系子局」とは、固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (6) 「固定系中継局」とは、固定系親局からの電波を固定系子局に中継する設備をいう。
- (7) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

### (無線局所)

第 3 条 無線局所は、次のとおりとする。

- (1) 名護市庁舎固定系親局
- (2) 消防遠隔操作局

### (総括管理者)

第 4 条 無線施設に総括管理者を置く。

- (1) 総括管理者は、無線施設の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- (2) 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

### (管理責任者)

第 5 条 無線施設に管理責任者を置く。

- (1) 管理責任者は、総括管理者の命を受け、通信取扱責任者を指揮監督する。
- (2) 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

### (通信取扱責任者)

第 6 条 無線施設に通信取扱責任者を置く。

- (1) 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線施設に係る業務を所掌する。
- (2) 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名し、これに充てる。

### (無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 総括管理者は、無線施設の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線施設の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)への記載を行う。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法及び関係法令等を遵守し、その法及び法令等に基づいた無線施設の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線施設の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、次の各号に掲げる書類等を管理及び保管する。

(1) 免許状

(2) 申請書等の副本

(3) 電波法令集

(4) 無線業務日誌

(5) 無線業務日誌抄録(様式第3号)

(6) 無線従事者選(解)任届(様式第4号)

(7) 無線施設点検表(様式第5号)

2 無線従事者が作成した無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

3 無線業務日誌抄録は、通信取扱責任者が作成し、総括管理者に提出するものとする。

4 無線従事者選(解)任届は、管理責任者が作成し、総括管理者に提出するものとする。

(無線施設の運用等)

第11条 無線施設の運用方法等については、別に定めるところによるものとする。

(無線施設の保守点検)

第12条 無線施設の正常な機能を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎週点検 通信取扱者が行う。

(2) 每月点検 通信取扱責任者のもとに行う。

(3) 毎年点検 管理責任者のもとに行う。

2 点検項目は、無線施設点検表のとおりとする。

3 予備装置及び予備電源は、毎月1回以上その装置を使用し、機能を確認する。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を行うとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

(研修)

第14条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱責任者に対して、法及び関係法令等並びに無線施設の取扱等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年3月30日から施行する。

(読替規定)

2 この規程の施行の際に適用される無線従事者名簿作成にあっては、平成4年度は、この規程の第7条第3項の規定中「4月1日」とあるのは「3月30日」とする。

附 則(平成12年訓令第8号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年訓令第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第3号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

無線従事者名簿

年 月 日現在

番号	(ふりがな) 氏名	生年月日	所属部課名	資格名称	取得年月日	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

	総括 管理者		管理 責任者		通信取扱 責任者	
--	-----------	--	-----------	--	-------------	--

様式第2号（第8条関係）

無線業務日誌

年　月分（固定系）

依頼機関	日	時刻	件名	通報者	記事
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			



## 様式第3号（第10条関係）

## 無線業務日誌抄録

年　月　日

総括管理者 殿		通信取扱責任者 氏名 印		
無線局名（呼出名称）				
期間	年 月から 年 月まで			
無線従事者の資格		期間中の無線従事者の異動状況		
名		選任 名	解任 名	
名		選任 名	解任 名	
名		選任 名	解任 名	
機器故障及び措置の概要				
不良通信状況の概要				
	月	通信時間		通信回数
毎月の繰り延べ時間及び通信回数	1	時間	分	回
	2	時間	分	回
	3	時間	分	回
	4	時間	分	回
	5	時間	分	回
	6	時間	分	回
	7	時間	分	回
	8	時間	分	回
	9	時間	分	回
	10	時間	分	回
	11	時間	分	回
	12	時間	分	回

様式第4号（第10条関係）

無線従事者選（解）任届

年　月　日

総括管理者 殿 届出者 管理責任者 印					
無線従事者を選(解)任したので、〔選(解)任後の〕無線従事者を次のとおり届けます。					
氏名	所属	資格	免許証番号	選解任年月日	備考

## 様式第5条（第10条関係）

## 無線施設点検表

(定期・突発)

年 月 日								点検者		
無線局 (呼出名稱)	送信部			受信部						
	送信 出力 (W)	反射 (W)	偏差 (Hz)	受信 感度 (dB)	スケ ルチ	製番	型式			

## 1-6 名護市自主防災組織育成指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び名護市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 行政区、小学校区及び中学校区等の地域住民等により自主的に結成された組織をいう。
- (2) 自主防災組織 地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、災害時及び平常時に活動するため住民組織が自主的に結成し運営する組織をいう。

### (認定の基準)

第3条 市長が認定する自主防災組織（以下「認定自主防災組織」という。）の基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 1つの住民組織を単位として結成された自主防災組織
  - イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、その効果的な運営を図るため、2以上の住民組織を統合して結成された自主防災組織
- (2) 災害時及び平常時において、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する自主防災組織であること。

### (育成指導方針)

第4条 市は、自主防災組織の育成について、住民組織の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 市は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

### (自主防災組織の名称)

第5条 自主防災組織の名称には、自主防災会と言う文字を用いるものとする。

### (結成の指導)

第6条 市は、自主防災組織の結成に係る指導に際しては、住民組織との交流の機会を積極的に活用し、防災研修、講話等を通じて、地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条に規定する認定自主防災組織の基準に適合する組織となるよう当該組織に指導するものとする。

### (結成の届出)

第7条 市は、住民組織が自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成（変更）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るよう指導するものとする。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図

(4) 自主防災組織の活動に係る地域図

(認定)

第8条 市長は、住民組織から自主防災組織結成（変更）届出書の届け出があり、第3条に規定する基準に適合する自主防災組織であると認めた場合には、名護市自主防災組織認定証（様式第2号）を当該組織に交付するものとする。

(変更届)

第9条 認定自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するとき、自主防災組織結成（変更）届出書を市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称を変更したとき。
- (2) 自主防災組織の所在地を変更したとき。
- (3) 自主防災組織の代表者の氏名又は住所を変更したとき。
- (4) 加入世帯数等を変更したとき。

(活動の指導)

第10条 市は、自主防災組織活動に係る指導について、その実効を期すため自発的な活動を行うよう計画的に働きかけ、当該組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台帳)

第11条 認定自主防災組織管理台帳（様式第3号）は、総務部総務課総務係において備えて置くものとする。

(庶務)

第12条 自主防災組織の育成及び指導に関する庶務は、総務部総務課総務係にて処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条、第9条関係）

年　月　日

名護市長 様

組織名

代表者氏名

印

代表者住所

代表者連絡先

自主防災会結成（変更）届出書

自主防災組織を結成（変更）したので、次のとおり届けます。

1 組織名称		
2 組織所在地		
3 組織連絡先		
4 自主防災組織加入世帯数	世帯名	
5 結成年月日	年　月　日	
6 添付書類	(1) 自主防災会規約 (2) 役員名簿 (3) 組織図 (4) 自主防災組織の活動に係る地域図	
7 変更内容 ※変更届の場合 記入	<input type="checkbox"/> 組織の名称変更 <input type="checkbox"/> 組織の所在地変更 <input type="checkbox"/> 代表者の変更（氏名、住所など） <input type="checkbox"/> 加入世帯の変更	
	変更前	
	変更後	

※変更内容に応じた箇所を、「レ」にて記入してください。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日  
名総務 第 号

名護市自主防災組織認定証

様

名護市自主防災組織育成指導要綱第8条の規定に基づき、貴会を第 号自主防災組織と認定します。

年 月 日

名護市長㊞

様式第3号（第10条関係）

認定自主防災組織管理台帳

認定番号	(ふりがな) 自主防災組織名			結成年月日
	( )			
所在地		連絡先		
構成世帯数				
現在	現在	現在	現在	現在
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
現在	現在	現在	現在	現在
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
代表者氏名・連絡先				
更新日	(ふりがな) 氏名	住所	連絡先	
備考				

## 1-7 名護市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市における自主防災組織の育成と充実を図るため、防災活動に必要な防災資機材等を当該組織に交付し、もって住民の防災意識の向上と自主防災活動を促進することを目的とする。

### (交付対象)

第2条 防災資機材等の交付を受けることのできる組織は、認定自主防災組織（名護市自主防災組織育成指導要綱（平成26年告示第35号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する認定自主防災組織をいう。以下同じ。）とする。

### (対象防災資機材等の交付)

第3条 市長は、認定自主防災組織に対し、別表に掲げる防災資機材等のうち、当該組織が必要とするものを交付するものとする。

2 前項に規定する交付は、1認定自主防災組織に対し、1回限りとする。

### (防災資機材等の額)

第4条 交付する防災資機材等の額は 500,000円を限度とする。

### (申請)

第5条 防災資機材等の交付を受けようとする認定自主防災組織の代表者は、名護市自主防災組織資機材等交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- (1) 指導要綱第8条に規定する名護市自主防災組織認定証の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適當と認めたときは各年度の予算の範囲内で交付を決定し、名護市自主防災組織資機材等交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

### (受領書の提出)

第7条 認定自主防災組織の代表者は、防災資機材等の交付を受けたときは、遅滞なく名護市自主防災組織資機材等受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (資機材等の管理及び留意事項)

第8条 防災資機材等の交付を受けた認定自主防災組織の代表者は、当該防災資機材等を適正に管理するため次に掲げる事項を遵守し、防災活動に有効に利用しなければならない。

- (1) 防災資機材等を亡失した際には、自主防災組織の責任において補てんする。
- (2) 防災資機材等には自主防災組織名を明記する。
- (3) 防災資機材等の修繕及び消耗品の費用については、自主防災組織にて負担する。
- (4) 防災資機材等の性能を熟知し安全に使用する。

### (調査状況)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、認定自主防災組織の代表者に対し、防災資機材等の管理及び使用状況等の報告を求め、又は調査をすることができる。

### (防災資機材等の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定自主防災組織の代表者に対し、交付した防災資機材等の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により防災資機材等の交付を受けたとき。
  - (2) 自主防災組織を解散したとき。
  - (3) 交付した防災資機材等を目的以外に使用したとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

#### 名護市自主防災組織資機材等交付の対象となる防災資機材等

区分	防災資機材等
初期消火器具類	消火器、消火器格納庫、水バケツ、組立型水槽、その他市長が必要と認めたもの
救出救助用器具類	ロープ、スコップ、のこぎり、つるはし、手斧、なた、ハンマー、バール、ジャッキ、梯子、脚立、鉄線切り、可搬式ワインチ、チェーンブロック、その他市長が必要と認めたもの
救護用器具類	救急セット、三角巾、包帯、毛布、簡易ベッド、車イス、リヤカー、担架、その他市長が必要と認めたもの
情報・通信器具類	メガホン類、携帯ラジオ、トランシーバー、その他市長が必要と認めたもの
炊事器具類	鍋・釜類、炊飯器具、はんごう、やかん、食器類、その他市長が必要と認めたもの
訓練用資機材	訓練用消火器具、視聴覚機器(ビデオ教材等)、その他市長が必要と認めたもの
その他資機材	ヘルメット、防災用ハロゲンライト、防塵マスク、防塵メガネ、手袋、テント、簡易トイレ、懐中電灯、ベスト、腕章、防水シート、土のう袋、燃料缶、避難誘導棒、発電機、投光器、ガソリン携行缶、コードリール、ビニールシート、ホイッスル、その他市長が必要と認めたもの

※ 食糧品、乾電池、救急薬品、燃料、潤滑油等の消耗品類及び維持管理に要する消耗品類は対象外とする。

※ 防災資機材等への名入れ費用は対象外とする。

## 2 防災組織等

### 2-1 名護市防災会議委員名簿

	機関名	職名	条例規定	人員
会長	名護市	市長	第3条第2項	
委員	沖縄総合事務局 北部国道事務所	所長	第3条第5項第1号	2人
委員	第十一管区海上保安部 名護海上保安署	署長		
委員	沖縄県北部土木事務所	所長	第3条第5項第2号	3人
委員	沖縄県北部農林水産振興センター	所長		
委員	沖縄県北部福祉事務所	所長		
委員	沖縄県警察本部 名護警察署	署長	第3条第5項第3号	1人
委員	名護市	副市長	第3条第5項第4号	12人
委員	名護市教育委員会	教育長		
委員	名護市	総務部長		
委員	名護市	企画部長		
委員	名護市	地域経済部長		
委員	名護市	市民部長		
委員	名護市	こども家庭部長		
委員	名護市	福祉部長		
委員	名護市	農林水産部長		
委員	名護市	建設部長		
委員	名護市	環境水道部長		
委員	名護市教育委員会	教育次長		
委員	名護市	消防長	第3条第5項第5号	2人
委員	名護市消防団	団長		
委員	西日本電信電話(株) 沖縄支店	設備部長	第3条第5項第6号	2人
委員	沖縄電力(株)	名護支店長		
委員	公益社団法人北部地区医師会	会長		
委員	名護市女性防火クラブ	会長	第3条第5項第8号	2人
委員	名護市女性会	会長		

## 2-2 自主防災組織

番号	自主防災組織名	結成年月	活動拠点場所
1	許田区自主防災会	平成 25 年 4 月	許田コミュニティセンター
2	辺野古区自主防災会	平成 25 年 6 月	辺野古交流プラザ
3	大浦区自主防災会	平成 26 年 2 月	大浦農村集落センター
4	真喜屋区自主防災会	平成 25 年 12 月	真喜屋集落センター
5	世富慶区自主防災会	平成 26 年 6 月	世富慶コミュニティセンター
6	瀬嵩区自主防災会	平成 29 年 1 月	瀬嵩区公民館
7	汀間区自主防災会	平成 29 年 3 月	汀間地区会館
8	大北区自主防災会	平成 29 年 9 月	大北地域力発信交流拠点施設
9	大西区自主防災会	平成 30 年	大西コミュニティーセンター
10	我部区自主防災会	令和元年	我部公民館
11	天仁屋区自主防災会	令和 2 年	天仁屋地区会館
12	我部祖河区自主防災会	令和 2 年	我部祖河地区会館
13	三原区自主防災会	令和 3 年	三原地区会館
14	安和区自主防災会	令和 4 年	安和コミュニティーセンター

## 2-3 各種事業団体一覧表

### (1) 農林水産業関係団体

	名称	所在地(名護市)	電話
1	沖縄県農業協同組合名護支店	宮里四丁目 6 番 37 号	0980-54-2345
2	沖縄県農業協同組合羽地支店	字伊差川 327 番地 1	0980-53-1311
3	沖縄県農業協同組合久志支店	字瀬嵩 4 番地 1	0980-55-8011
4	沖縄県酪農農業協同組合北部支所	字為又 1220 番地 84	0980-52-7201
5	沖縄県花卉園芸農協北部集出荷センター	字屋部 1713 番地 2	0980-51-1122
6	名護漁業協同組合	城三丁目 1 番 1 号	0980-52-2812
7	羽地漁業協同組合	字仲尾次 510 番地 7	0980-58-1829
8	沖縄北部森林組合	字宇茂佐 913 番地 2	0980-52-0412
9	羽地大川土地改良区	仲尾次 1397 番 1(中央管理所内)	0980-58-3778
10	沖縄県農業共済組合北部支所 北部家畜診療所	宇茂佐の森五丁目 2 番 7 号	0980-52-4082

### (2) 商工会、商工業関係団体

	名称	所在地 (名護市)	電話
1	名護市商工会	大中一丁目 19 番 24 号	0980-52-4243
2	沖縄県建設業協会北部支部	字為又 1219 番地 164	0980-52-3019
3	名護市管工事業協同組合	字為又 1219 番地 201	0980-53-1932
4	北部電気工事業協同組合	東江五丁目 7 番 5 号	0980-52-0585
5	公益財団法人 名護市観光協会	大中一丁目 19 番 24 号	0980-53-7755

### 3 災害履歴、災害危険箇所

#### 3-1 過去における自然災害、火災の発生状況

##### (1) 風水害（名護市関係分）

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
S61. 08. 26	台風 13 号	住家被害 半壊 部分壊	1 1	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (S61. 8. 25～8. 26)	34. 5mm 213. 5mm
S62. 05. 22	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 土砂崩れ	4 2 2	日最大 1 時間降水量 日降水量	37. 0mm 114. 0mm
S62. 06. 24	大雨	住家被害 床下浸水	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	54. 0mm 100. 5mm
S62. 08. 30	台風 12 号	住家被害 半壊 部分壊	1 1	日最大 1 時間降水量 日降水量	21. 0mm 96. 0mm
S63. 06. 15	大雨	その他 道路冠水	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	47. 0mm 124. 5mm
S63. 10. 07	台風 24 号	住家被害 部分壊	1	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (S63. 10. 5～10. 7)	19. 5 mm 139. 5 mm
H01. 05. 18	大雨	その他 変電所浸水	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	45. 5mm 119. 5mm
H02. 05. 12	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 その他土砂崩れ 道路冠水	25 21 1 6	日最大 1 時間降水量 日降水量	59. 0mm 107. 5 mm
H02. 10. 06	台風 21 号	住家被害 全壊 その他業船転覆	1 1	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H2. 10. 4～10. 7)	33. 0 mm 171. 0mm
H03. 02. 13	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水	12 1	日最大 1 時間降水量 日降水量	29. 0mm 83. 0mm
H03. 09. 13	台風 17 号	人的被害 顔面裂傷 住家被害 全半壊 半壊 部分壊	1 1 6 11	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H3. 9. 12～9. 13) 最大瞬間風速	26. 5mm 110. 5 mm 48. 7m/s
H04. 08. 31	台風 16 号	住家被害 床上浸水	2	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H4. 8. 30～8. 31)	19. 0mm 208. 0mm
H05. 09. 03	台風 13 号	住家被害 半壊	1	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H5. 9. 2～9. 3) 最大瞬間風速	33. 5mm 137. 0mm 48. 6m/s

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H06. 05. 31	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	3 21 14	日最大1時間降水量 日降水量	28.5mm 191.0mm
H07. 03. 30	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水	3 10	日最大1時間降水量 日降水量	52.0mm 160.0mm
H07. 07. 22	台風3号	崖くずれ	1	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	18.5mm 64.5mm 32.7m/s
H07. 10. 07	大雨	住家被害 床下浸水	18	日最大1時間降水量 日降水量	15.5mm 34.5mm
H08. 08. 13	台風12号	文教施設 道路被害 河川被害 農林水産業施設被害 農産被害	9 5 5	日最大1時間降水量 期間降水量 (H8. 8. 12～8. 13) 最大瞬間風速	36.5mm 176.5mm 43.2m/s
H08. 09. 30	台風21号	住家被害 一部破損 文教施設 農産被害	1 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H8. 9. 27～9. 30) 最大瞬間風速	17.5mm 176.5mm 40.0m/s
H09. 06. 27	台風8号	農産被害		日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	15.5mm 63.0mm 43.1m/s
H09. 08. 07	台風11号	住家被害 床下浸水 道路被害 農産被害	1 6	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	46.0mm 274.5mm 41.4m/s
H09. 08. 17	台風13号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 農産被害	1 3 21 26 5	日最大1時間降水量 期間降水量 (H9. 8. 16～8. 18) 最大瞬間風速	16.0mm 275.0mm 43.4m/s
H10. 02. 20	大雨	道路被害 崖くずれ	11 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H10. 2. 16～2. 20)	36.5mm 295.0mm
H10. 06. 12	大雨	住家被害 床下浸水 崖くずれ	3 12	日最大1時間降水量 期間降水量 (H10. 6. 10～6. 12)	39.0mm 160.5mm
H10. 07. 16	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 橋りょう被害 崖くずれ	19 7 15 1 39	日最大1時間降水量 日降水量	59.5mm 121.5mm

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H10. 10. 04	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 橋りょう被害 河川被害 崖くずれ	58 104 15 1 17 39	日最大1時間降水量 日降水量	75.5mm 212.0mm
H11. 09. 23	台風 18 号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ 農産被害	8 2 25 1 4 12	日最大1時間降水量 期間降水量 (H11. 9. 22～9. 23) 最大瞬間風速	38.0mm 333.5mm 49.5m/s
H12. 07. 30	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 河川被害	11 18 1	日最大1時間降水量 日降水量	50.5mm 166.0mm
H12. 08. 08	台風 8 号	住家被害 全壊 一部破損 道路被害 河川被害 崖くずれ農産被害	1 1 10 9 2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H12. 8. 7～8. 8) 最大瞬間風速	32.0mm 181.0mm 47.1m/s
H12. 09. 13	台風 14 号	住家被害 床下浸水 道路被害 崖くずれ 農産被害	4 7 3	日最大1時間降水量 期間降水量 (H12. 9. 12～9. 13) 最大瞬間風速	31.0mm 277.5mm 42.0m/s
H12. 11. 09	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 河川被害 崖くずれ	5 6 1 4	日最大1時間降水量 日降水量	58.0mm 182.0mm
H14. 07. 14	台風 7 号	住家被害 半壊 床上浸水 床下浸水 農産被害	1 2 6	日最大1時間降水量 期間降水量 (H14. 7. 14～7. 15) 最大瞬間風速	39.0mm 147.0mm 46.4m/s
H14. 09. 04	台風 16 号	住家被害 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ 農産被害	5 12 104 2 17 4 5 2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H14. 9. 4～9. 5) 最大瞬間風速	41.0mm 341.5mm 57.9m/s

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H16. 09. 05	台風 18 号	人的被害 軽傷 住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 崖くずれ	3 7 1 3 2 1	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H16. 9. 4～9. 8) 最大瞬間風速 最低気圧	50. 0mm 327. 5mm 46. 6m/s 924. 4hPa
H16. 10. 19	台風 23 号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害	1 1 1 2	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H16. 10. 18～10. 21) 最大瞬間風速	18. 0mm 122. 0mm 38. 6m/s
H17. 06. 14	大雨	住家被害 床下浸水 崖くずれ	1 11	日最大 1 時間降水量 日降水量	20. 5mm 64. 0mm
H18. 09. 03	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	4 9 4	日最大 1 時間降水量 日降水量	61. 0mm 135. 5mm
H19. 06. 18	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	2 3 2	日最大 1 時間降水量 日降水量	65. 0mm 95. 5mm
H19. 07. 12	台風 4 号	人的被害 重傷 軽傷 住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	1 1 3 18 18 2 1 5	日最大 1 時間降水量 期間降水量 (H19. 7. 12～7. 14) 最大瞬間風速	46. 5mm 236. 0mm 50. 9m/s
H19. 08. 11	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	24 27 4 3 3	日最大 1 時間降水量 日降水量	62. 5mm 265. 0mm
H21. 06. 12	大雨	住家被害 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	1 2 1 3	日最大 1 時間降水量 日降水量	24. 0mm 121. 5mm
H22. 07. 01	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 崖くずれ	3 2 5 4	日最大 1 時間降水量 日降水量	57. 5mm 148. 0mm

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値
H22. 08. 31	台風 7 号	人的被害 軽傷 住家被害 全壊 半壊 被害船舶	2 1 2 4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 22.5mm 76.5mm 33.5m/s
H23. 05. 28	台風 2 号	人的被害 重傷 軽傷 住家被害 一部破損 車両被害	1 5 3 10	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 12.0mm 35.0mm 50.9m/s
H23. 08. 05	台風 9 号	人的被害 軽傷 住家被害 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	5 1 12 8 10 12	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 37.5mm 377.5mm 47.3m/s
H24. 09. 17	台風 16 号	人的被害 軽傷 住家被害 一部損壊 床上浸水 床下浸水 非住家被害 倒壊・全壊	1 6 40 34 2	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 43.0mm 114.5mm 51.4m/s
H24. 09. 30	台風 17 号	人的被害 軽傷	2	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 22.0mm 91.0mm 57.4m/s
H25. 10. 08	台風 24 号	住民避難 自主避難	4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 18.5mm 60.5mm 32.6m/s
H26. 07. 09	台風 8 号	人的被害 軽傷 住家被害 一部損壊 床上浸水 土砂崩れ	1 11 7 4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 76.0mm 262.0mm 43.2m/s
H27. 07. 11	台風 9 号	人的被害 軽傷 避難 避難勧告	1 1	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速 20.0mm 222.5mm 33.7m/s
H29. 05. 06	大雨	山がけ崩れ	1	日最大 1 時間降水量 日降水量 28.0mm 30.0mm
H29. 06. 13 ～14	大雨	山がけ崩れ 道路冠水	1 5	日最大 1 時間降水量 日降水量 55.0mm 231.5mm
H30. 09. 28	突風	住家被害 全壊 一部損壊	1 7	推定風速 名護市字済井出 名護市字久志 50m/s 40m/s

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
R01. 06. 26	突風	樹木幹折れ、枝折れ 農作物倒伏		推定風速 名護市瀬嵩	30m/s
R01. 08. 02	大雨	床上浸水 床下浸水 耕地冠水 土砂災害	2 1 1 5	日最大 1 時間降水量 日降水量 ※アメダス東観測所	40. 5mm 126. 5mm
R01. 10. 17	大雨	土砂災害	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	55. 0mm 122. 5mm
R02. 06. 06 ～10	大雨	土砂崩れ	1	日最大 1 時間降水量 最大日降水量 期間降水量	47. 0mm 74. 0mm 207. 5mm
R02. 08. 22 ～25	台風 8 号	床下浸水 土砂崩れ 避難所開設	1 4	日最大 1 時間降水量 最大日降水量 期間降水量 最大瞬間風速	64. 0mm 238. 0mm 308. 5mm 25. 6m/s
R03. 02. 11	大雨	負傷者	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	11. 5mm 57. 5mm
R03. 04. 02	大雨	床上浸水	1	日最大 1 時間降水量 日降水量	98. 0mm 131. 0mm
R03. 06. 28 ～07. 01	大雨	床上浸水 道路損壊 橋の土台崩壊	2 2 1	日最大 1 時間降水量 最大日降水量 期間降水量	73. 5mm 238. 0mm 411. 5mm
R03. 07. 19 ～25	台風 6 号	負傷者 住家被害	1 1	日最大 1 時間降水量 最大日降水量 期間降水量 最大瞬間風速	32. 5mm 145. 0mm 304. 5mm 25. 0m/s

資料：沖縄気象台

(2) 地震・津波（沖縄本島関係分）

① 地震（平成 20 年以降に市内で震度 3 以上を観測した地震）

発生日時	震央地名	深さ (km)	規模 (M)	名護市の震度
H20. 07. 08	沖縄本島近海	45	6. 1	名護市港：震度 4 名護市宮里：震度 3
H22. 02. 27	沖縄本島近海	37	7. 2	名護市港：震度 4 名護市宮里：震度 3
H23. 11. 08	沖縄本島北西沖	217	7. 0	名護市港：震度 4 名護市宮里：震度 3 名護市豊原：震度 3
H26. 03. 03	沖縄本島北西沖	116	6. 4	名護市港：震度 3 名護市豊原：震度 3
H28. 9. 26	沖縄本島近海	44	5. 6	名護市港：震度 3
H29. 3. 25	沖縄本島近海	87	5. 1	名護市港：震度 3 名護市豊原：震度 3
R02. 01. 16	沖縄本島近海	14	4. 2	名護市港：震度 3
R02. 06. 14	奄美大島北西沖	165	6. 3	名護市港：震度 3

② 津波（平成以降に沖縄本島で 5 cm 以上の津波が観測された事例）

発生年月日	原因となった地震	沖縄本島での津波観測状況
H05. 08. 08	マリアナ諸島南方の地震	那覇で 9 cm、宮古島で 13cm
H07. 07. 30	チリ北部の地震	那覇で 15 cm を観測
H07. 10. 18	奄美大島近海の地震	那覇で 5 cm、宮古島で 5 cm を観測
H08. 02. 17	インドネシア、イリアンジャヤ付近の地震	那覇で 26cm、宮古島で 26cm、石垣島で 15cm を観測
H09. 04. 21	サンタクルーズ諸島の地震	那覇で 6 cm、石垣島で 6 cm を観測
H13. 06. 24	ペルー沿岸付近の地震	那覇で 7 cm を観測
H18. 11. 15	千島列島東方の地震	那覇で 11cm、宮古島で 12cm、石垣島で 10cm、与那国島 7 cm を観測
H19. 08. 16	ペルー沿岸の地震	那覇で 7 cm、石垣島で 15cm を観測
H21. 01. 04	ニューギニア付近の地震	那覇で 9 cm、南城市安座真で 11cm、宮古島で 12cm、石垣島で 9 cm、南大東島で 5 cm を観測
H21. 09. 30	サモア諸島の地震	南城市安座真で 7 cm、宮古島で 5 cm、石垣島で 5 cm、南大東島 5 cm を観測

発生年月日	原因となった地震	沖縄本島での津波観測状況
H22. 02. 27	沖縄本島近海の地震	南城市安座真で 13cm を観測
H22. 02. 27	チリ中部沿岸の地震	那覇で 24 cm、南城市安座真で 34cm、宮古島で 43cm、石垣島で 20 cm、与那国島で 8 cm、南大東島 8 cm を観測
H22. 08. 14	マリアナ諸島南方の地震	南城市安座真で 10cm を観測
H22. 12. 22	父島近海の地震	南城市安座真で 5 cm を観測
H23. 03. 11	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震、M9.0・深さ 24km) (三陸沖)	福島県相馬で高さ 9.3m 以上、宮城県石巻市鮎川で高さ 8.6m 以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。  那覇で 60cm、南城市安座真で 37cm、宮古島で 65cm、石垣島で 23cm、与那国島で 14cm、南大東島で 19cm を観測
H24. 08. 31	フィリピン付近の地震	那覇で 6 cm、南城市安座真で 5 cm、宮古島で 5 cm、石垣島 5 cm を観測
H26. 04. 02	チリ北部沿岸	那覇 8 cm、南城市安座真 6 cm
H27. 09. 17	チリ中部沿岸	那覇 10cm、南城市安座真 11cm、宮古島平良 13cm、石垣島 10cm、与那国 4 cm

資料：沖縄気象台

### (3) 火災状況

	件 数					焼損棟数	罹災世帯	罹災人員	死者数		焼損面積		
	計	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	建物 (m <sup>2</sup> )	林野 (a)	その他 (m <sup>2</sup> )
平成 28 年	28	10		2	16	3	3	10	2		487		
平成 29 年	25	6	3	5	11	4	3	9	2	1	158	575	3718
平成 30 年	32	9	9	6	8	4	3	10			225	452	4951
令和元年	18	7	3	6	2	3	3	9	1		173		
令和 2 年	22	12	2	2	6	7	7	12	1	1	295	1	811

資料：令和 2 年度消防年報（名護市消防本部）

### 3-2 土石流危険渓流一覧

#### (1) 土石流危険渓流 (I)

	水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
				渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(度)	人家戸数	公共施設
1	西屋部川	旭川道越川	道越	2.00	1.85	3	7	
2	幸地川		大東	1.23	0.32	8	12	
3	屋部川		大北	0.65	0.13	14	26	県道名護宜野座線:0.10 km
4	幸地川	熱田川	大東	1.23	0.36	7	28	
5	〃		〃	1.30	0.17	12	21	
6	我部祖河川	喜知留川	大北	2.45	0.76	5	8	
7	〃		山田	0.53	0.10	12	13	
8	羽地大川		川上	1.75	1.14	5	16	
9	源河大川	(桃原川)	源河	0.50	0.08	19	5	
10	〃	〃	〃	1.73	0.72	7	17	源河取水ボンプ場
11	真喜屋大川	喜知留川	真喜屋	0.38	0.05	10	5	
12			仲尾次	0.48	0.12	11	14	
13	我部祖河川	我部祖河川	伊差川	2.55	1.42	2	10	
14			源河	0.35	0.11	11	0	名護市衛生センター、国道58号:0.05 km
15	源河大川		〃	0.73	0.35	3	5	
16	轟川		数久田	0.20	0.07	13	11	
17			東江	0.55	0.21	8	36	
18	幸地川	幸地川左支川	〃	0.70	0.40	6	15	県道18号線:0.05 km
19	轟川		数久田	0.30	0.09	23	7	
20	世富慶川	世富慶右支川	世富慶	0.60	0.25	17	9	国道329号:0.13 km
21	轟川		数久田	0.80	0.24	14	7	
22			許田	0.23	0.06	12	2	道の駅許田、物産センター
23	杉田川		スギンダ	0.20	0.20	22	6	国道329号:0.02 km
24	楚久川	楚久川	楚久	0.88	0.30	14	8	
25	大浦川		大川	0.88	0.36	8	6	県道18号線:0.10 km
26	〃		大浦	0.10	0.02	22	9	
27	汀間川		三原	0.48	0.16	20	8	

	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策	
				溪流長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	平均渓床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
28			嘉陽	0.53	0.40	12	0	嘉陽小学校
29	汀間川		村原	0.83	0.20	10	8	国道 331 号線: 0.13 km
30	"		三原	2.83	1.96	2	6	
31	"		"	0.28	0.02	31	5	

(2) 土石流危険渓流 (II)

	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策	
				溪流長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	平均渓 床勾配 (度)	人家 戸数	公共施設
1	穴窪川		安和	0.28	0.13	6	1	
2	安和与那川		勝山	1.43	0.93	11	1	
3			稻嶺	0.28	0.14	10	1	
4	我部祖河川	(喜知留川)	伊差川	0.18	0.04	20	2	
5	"		"	1.88	0.78	7	3	
6			稻嶺	0.13	0.07	8	1	国道 58 号: 0.08 km
7	源河大川		源河	0.10	0.03	25	1	
8	後原川	後原川	"	0.80	0.37	11	1	
9			許田	0.30	0.09	5	2	
10	福地川		"	0.83	0.13	11	1	
11	汀間川		三原	1.50	0.32	8	1	
12	大浦川		大川	1.10	0.35	24	1	
13	"		"	0.18	0.02	15	1	
14	汀間川		三原	0.33	0.07	12	2	
15	"		"	0.38	0.05	22	2	
16	"		"	0.53	0.09	10	2	
17	"		"	0.28	0.03	24	2	
18	"		"	1.15	0.23	11	1	
19	"		"	0.23	0.03	20	1	
20	汀間川		福地	0.28	0.05	17	1	
21	天仁屋川		天仁屋	0.90	0.21	3	1	

(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流 (III)

	水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
				渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均渓床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
1	屋部川		名護	1.08	0.19	8	—	
2	源河川		源河	0.83	0.14	9	—	
3	〃		〃	0.58	0.12	13	—	
4	羽地大川		山田	0.35	0.06	15	—	
5	幸地川		東江	0.58	0.22	16	—	
6	世富慶川		世富慶	1.05	0.26	8	—	
7	轟川		数久田	0.83	0.24	9	—	
8	喜瀬川		喜瀬	0.25	0.06	10	—	
9	嘉陽川		嘉陽	0.40	0.04	10	—	
10	汀間川		三原	0.60	0.21	10	—	
11	大浦川		大川	0.55	0.11	10	—	
12			楚久	0.90	0.28	6	—	
13			〃	0.25	0.08	22	—	

※土石流危険渓流 I : 人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む。）ある土石流危険区域（土石流による被害が及ぶおそれのある区域）に流入する渓流

※土石流危険渓流 II : 人家が 1 ~ 4 戸ある土石流危険区域に流入する渓流

※土石流危険渓流

に準ずる渓流 III : 土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる土石流危険区域内に流入する渓流

※所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：令和3年度沖縄県水防計画

### 3-3 地すべりによる危険が予想される箇所

	位置	面積	地すべり 指定地の 有無	区域内の保全対策			
				人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数	その他
1	東江	19.7	無	127	3.0	県道 500m	

※ 所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：令和3年度沖縄県水防計画

### 3-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

#### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 (I) 自然斜面

	箇所名	位 置		地 形			保全対象			急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (度)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的 建物	公共 施設	
1	源河 2	源河	前川原	35	410	58.2	36		市道(385m)、道路(85m)、 河川(145m)、橋(2)	無
2	源河 3	"	"	35	475	65.8	22		市道(455m)、道路 (65m)、河川(130m)、 橋(1)	無
3	源河 4	"	桃原	49	220	14.0	13		市道(135m)、道路 (85m)、河川(140m)	無
4	源河 5	"	浜原	32	460	44.5	28		県道(175m)、市道 (175m)、道路(200m)	無
5	仲尾次 1	仲尾次	仲袋	60	120	7.8	5	公民館 図書館	市道(130m)、公園(1)、 拝所(1)	無
6	仲尾次 2	"	富名作	56	50	12.4	0	役所		無
7	田井等 1	田井等	田井等	45	295	9.0	11	神社	道路(255m)	無
8	吳我 1	吳我	吳我	43	230	14.9	18		市道(145m)、道路(130m)	無
9	吳我 2	"	"	39	440	51.7	30		国道(90m)、県道 (90m)、道路(240m)	無
10	吳我 3	"	"	52	165	34.7	11		国道(15m)、市道 (15m)、道路(255m)、 河川(50m)、橋(1)	無
11	吳我 4	"	鍛治屋原	54	80	6.2	6		市道(35m)、道路(50m)	無
12	我部祖河 1	我部祖河	嵩下原	39	230	16.3	5		市道(125m)	無
13	古我知 1	古我知	"	51	635	29.1	23	公民館	市道(320m)、道路 (50m)、区民広場(1)	無
14	名護 2	名護	上袋原	35	385	21.3	34		市道(340m)、道路 (285m)、河川(130m)	無
15	名護 3	名護	幸地又原	59	270	22.0	18	保育所	市道(15m)、道路(280m)	無
16	名護 4	"	東上原	52	155	48.0	14		道路(160m)、河川(15m)	無
17	名護 6	"	溝原	35	280	48.6	46		市道(430m)、道路(430m)	無
18	名護 7	"	嵩石原	37	770	46.7	48		国道(65m)、市道 (565m)、道路(325m)、 河川(185m)	H5. 3. 23
19	世富慶	世富慶	世富慶	51	285	87.0	31		市道(245m)、道路 (140m)、広場(1)	無
20	数久田 1	数久田	数久田原	40	670	54.7	97		市道(895m)、道路(400m)	無
21	数久田 2	"	前平原	33	305	109.1	23	保育園	市道(215m)、道路 (45m)、河川(75m)	無
22	許田 1	許田	手水原	56	185	42.2	19	神社	国道(45m)、市道 (320m)、道路(70m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定
		大字	小字	傾斜(度)	延長(度)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	
23	湖辺底原 1	"	湖辺底原	43	280	31.0	14		市道(170m)、道路(110m)	無
24	幸喜 1	幸喜	西間原	53	230	28.0	7	小学校 幼稚園	国道(45m)、市道(120m)、道路(130m)	無
25	三原 1	三原	三原	68	150	35.0	6	小学校 幼稚園	道路(160m)	無
26	三原 2	"	朱呂儀	42	210	100.0	7		市道(170m)	無
27	志根垣 1	志根垣	志根垣又	42	120	128.0	7		市道(110m)、河川(20m)	無
28	汀間	汀間	汀間	62	105	63.4	7		市道(170m)、河川(35m)、橋(1)	無
29	大浦 1	大浦	大浦	48	190	26.0	13		市道(110m)、道路(105m)	無
30	大浦 2	"	"	42	245	21.8	15		国道(60m)、市道(185m)、道路(90m)	無
31	二見 2	二見	杉田	32	230	75.0	7		国道(360m)、市道(35m)、道路(20m)、河川(135m)	無
32	辺野古	辺野古	辺野古	55	290	24.0	21		市道(115m)、道路(260m)	無
33	源河 7	源河	田原	30	145	19.4	11		市道(130m)、道路(95m)	無
34	源河 9	"	桃原	31	645	43.7	24		市道(285m)、道路(175m)、河川(520m)、橋(1)	無
35	嘉陽	嘉陽	マシカ原	44	50	62.3	5		国道(10m)	無
36	朱呂儀 4	三原	朱呂儀	30	200	72.5	7		市道(50m)	無
37	瀬嵩 1	瀬嵩	新田	39	230	16.6	0	知的障害者援護施設		無
38	瀬嵩 2	"	島原	50	270	29.6	12	公民館	国道(220m)、市道(40m)	無
39	瀬嵩 3	"	前原	52	70	16.3	2	小学校	市道(65m)	無
40	瀬嵩 4	"	鍋護	43	160	47.7	4	市役所・交番・保健所	市道(100m)、道路(140m)	無
41	大川 6	大川	道股	42	450	72.9	15		県道(80m)、道路(10m)、河川(80m)	無
42	楚久 1	二見	楚久	37	250	48.9	7		市道(60m)、河川(210m)	無
43	仲尾次 3	仲尾次	川之上	35	70	25.9	6	公民館	市道(215m)、道路(70m)、公園(1)	無
44	川上 1	川上	川上	41	205	16.4	13		道路(455m)	無
45	川上 2	"	前田	72	175	10.0	5		市道(35m)、道路(15m)、河川(45m)、橋(2)	無
46	山田 3	振慶名	起真	33	65	20.8	5		市道(70m)、河川(65m)	無

	箇所名	位 置		地 形			保全対象			急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (度)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的 建物	公共 施設	
47	金川 1	伊差川	金川	34	90	42.3	5		市道(115m)	無
48	金川 2	"	"	30	220	101.5	11		市道(255m)、道路(155m)	無
49	大北 1	名護	喜知留原	31	110	75.8	5		市道(50m)、道路(65m)	無
50	仲尾 2	仲尾	仲尾	39	245	27.8	10		市道(155m)、道路(55m)	無
51	仲尾 3	"	"	40	207	25.2	10		市道(300m)、トンネル(1)	無
52	吳我 8	吳我	鍛冶屋原	32	120	17.4	5		県道(40m)、市道 (55m)、道路(20m)	無
53	田井等 3	田井等	井ガヤ	64	130	9.5	7		道路(65m)	無
54	古我知 3	古我知	古我知原	42	120	7.0	6		道路(10m)	無
55	大東 2	名護	嵩原	41	280	38.2	35		道路(335m)、河川 (25m)、橋(1)	無
56	大東 3	"	以上原	55	90	13.2	8		市道(35m)、道路(20m)	無
57	名護 11	名護	山川原	36	245	52.9	9		市道(280m)、道路 (100m)、河川(125m)、 橋(1)	無
58	数久田 3	数久田	佐安原	34	100	33.2	5		市道(90m)、道路(25m)	無
59	数久田 4	"	"	41	260	34.4	9		道路(140m)	無
60	許田 2	許田	湊川原	55	70	35.6	12		市道(125m)、道路(30m)、 河川(25m)、橋(1)	無
61	喜瀬 1	喜瀬	上間原	51	140	20.4	6		国道(80m)、市道 (90m)、道路(185m)	無
62	宇茂佐 1	宇茂佐	志味屋原	38	170	20.4	0	病院・ 身体障害者更正援 護施設		無
63	宇茂佐 7	"	西兼久原	43	340	21.3	59		国道(780m)、市道 (205m)、道路(110m)	H27.12. 1
64	旭川福地 1	旭川	福地原	34	115	28.1	6		道路(90m)	無
65	旭川福地 6	"	"	41	70	24.0	5		市道(40m)、河川(25m)	無
66	旭川 1	"	道又原	37	105	33.8	1	中学校 学生寮	道路(155m)	無
67	旭川 2	"	"	36	110	64.4	6			無
68	山入端 2	山入端	山入端	42	385	30.9	12	神社	国道(245m)、市道 (105m)、道路(30m)	無
69	為又 1	為又	福地原	37	45	9.6	1	公民館	道路(35m)	無
70	名護 1	名護	太田原	45	75	20.8	4	商工会 会館	市道(21m)	無
71	喜瀬 2	喜瀬	大苗代原	42	130	25.2	3	公民館	市道(15m)、道路(90m)	無

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 (II) 自然斜面

箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
1 源河 1	源河	仲瀬原	90	31	86.0	3	道路(170m)	無
2 源河 6	〃	〃	60	35	90.0	1	道路(45m)	無
3 源河 8	〃	田原	195	30	31.8	4	道路(60m)	無
4 源河 10	源河	桃原	80	49	13.3	3	市道(50m)、道路(55m)、 河川(60m)、橋(1)、ボン ア場(1)	無
5 安部	安部	山川股	45	33	15.7	2	国道(5m)	無
6 嘉陽福地 1	三原	嘉陽福地	100	39	70.8	1		無
7 嘉陽福地 2	〃	〃	45	45	43.6	1		無
8 嘉陽福地 3	〃	嘉陽福地	45	49	30.3	1	市道(50m)、道路(20m)	無
9 嘉陽福地 4	〃	〃	45	45	56.7	2	市道(50m)	無
10 嘉陽福地 5	〃	〃	50	42	47.0	1	市道(50m)、河川(10m)	無
11 三原福地 1	〃	福地	25	42	24.1	1	市道(30m)、河川(25m)	無
12 三原福地 2	〃	〃	30	41	82.2	1	市道(25m)、河川(45m)、 橋(1)	無
13 三原福地 3	〃	〃	25	35	41.4	1	市道(30m)、河川(35m)	無
14 三原福地 4	〃	〃	35	33	17.8	1	市道(30m)、河川(30m)	無
15 三原福地 5	〃	〃	70	40	50.5	2	市道(60m)、河川(55m)	無
16 三原福地 6	〃	〃	80	54	46.1	1	道路(10m)	無
17 三原福地 7	〃	〃	30	47	16.0	1	市道(30m)	無
18 三原福地 8	〃	〃	25	41	31.8	1	市道(15m)、河川(15m)	無
19 三原福地 9	〃	〃	30	36	54.6	1	市道(25m)、河川(15m)	無
20 三原福地 10	〃	〃	25	32	30.3	1		無
21 三原福地 11	〃	〃	100	47	75.1	3	市道(110m)、道路(110m)、 河川(110m)、橋(2)	無
22 三原中田 1	〃	中田	60	43	68.8	2	市道(450m)、河川(30m)	無
23 三原中田 2	三原	中田	220	38	47.5	3	市道(165m)、河川(110m)	無
24 朱呂儀 1	〃	朱呂儀	35	42	91.8	1	市道(20m)、河川(10m)	無
25 朱呂儀 2	〃	〃	25	42	18.1	3	市道(20m)、河川(20m)	無
26 朱呂儀 3	〃	〃	35	61	21.6	4	市道(40m)	無
27 朱呂儀 5	〃	〃	60	47	13.4	4	道路(65m)	無
28 朱呂儀 6	〃	〃	30	47	15.6	2	国道(40m)、県道(30m)、 河川(30m)	無
29 志根垣 2	〃	〃	40	40	109.0	1	道路(40m)、河川(30m)、 橋(1)	無
30 志根垣 3	〃	〃	120	39	72.3	2	河川(10m)	無

	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
31	志根垣 4	〃	〃	55	39	67.3	1	道路(55m)、河川(30m)、橋(1)	無
32	志根垣 5	〃	〃	120	39	130.1	4	道路(110m)、道路(40m)、河川(120m)	無
33	志根垣 6	〃	恩計	30	43	99.6	1		無
34	朱呂儀 7	〃	朱呂儀	25	56	12.2	1	道路(25m)	無
35	朱呂儀 8	〃	〃	30	62	48.2	1	道路(30m)	無
36	大川 1	大川	大股	30	48	99.0	1	道路(20m)、河川(45m)	無
37	大川 2	〃	〃	35	38	108.4	1	道路(30m)	無
38	大川 3	〃	〃	30	43	96.3	1	道路(25m)	無
39	大川 4	〃	〃	30	37	48.2	1	道路(35m)	無
40	大川 5	〃	道股	110	31	90.8	2	県道(110m)	無
41	楚久 2	二見	楚久	75	43	117.0	2		無
42	二見 1	〃	杉田	100	49	85.0	2	国道(70m)	無
43	二見 3	二見	杉田	35	53	37.4	2	市道(40m)	無
44	仲尾次 4	仲尾次	川之上	36	46	12.4	2	道路(5m)、公園(1)	無
45	山田 1	親川	田幸田	35	49	11.3	1		無
46	山田 2	振慶名	起真	75	32	20.1	1	市道(25m)、道路(15m)	無
47	山田 4	伊差川	仲嵩	50	35	28.9	3	市道(50m)、道路(40m)	無
48	大北 2	名護	喜知留原	75	40	7.0	4		無
49	仲尾 1	仲尾	仲尾	90	40	12.9	4	道路(20m)	無
50	吳我 5	吳我	吳我	125	47	13.0	4	県道(10m)	無
51	吳我 6	〃	〃	28	36	8.5	1		無
52	吳我 7	〃	鍛治屋原	35	50	9.4	4	県道(55m)	無
53	田井等 2	田井等	井ガヤ原	100	42	28.2	2	市道(5m)	無
54	振慶名	振慶名	振慶名	100	61	14.5	4		無
55	我部祖河 2	我部祖河	嵩下原	45	51	9.2	2	市道(5m)、道路(30m)	無
56	伊差川 3	伊差川		50	54	12.9	1	市道(5m)	無
57	伊差川 2	名護	下袋原	60	40	5.0	4	市道(40m)、道路(15m)	無
58	古我知 2	古我知	徳川原	95	36	17.0	4	市道(45m)	無
59	名護 8	〃	古我知原	35	54	13.2	1	道路(35m)	無
60	為又 2	為又	湯比井原	55	34	14.1	1	道路(20m)	無
61	大東 1	名護	嵩原	65	43	41.2	3	河川(75m)、広場(1)、橋(1)	無
62	名護 9	〃	東上原	60	37	19.3	1		無
63	名護 10	〃	〃	40	36	38.6	2	道路(90m)、河川(40m)	無
64	名護 5	〃	東江原	110	43	29.4	3	市道(40m)、道路(20m)	無

	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
65	名護 12	〃	山川原	40	44	37.6	1		無
66	数久田 5	数久田	前平原	85	42	23.0	3	市道(45m)、道路(95m)、河川(25m)、橋(1)	無
67	数久田 6	数久田	前平原	130	41	50.3	4	市道(130m)、道路(15m)	無
68	許田 3	許田	手水原	80	50	15.9	3	市道(85m)、道路(30m)	無
69	許田福地原 1	〃	福地原	80	31	20.8	1	市道(55m)、道路(15m)	無
70	許田福地原 2	〃	〃	25	47	7.6	1	市道(30m)、道路(15m)	無
71	許田福地原 3	〃	〃	95	40	17.4	2	市道(10m)、道路(15m)	無
72	許田福地原 4	〃	〃	48	39	27.5	2	道路(40m)	無
73	許田 4	〃	古知屋又原	15	46	39.2	1	市道(25m)、河川(25m)	無
74	許田 5	〃	〃	60	42	23.7	2	市道(55m)	無
75	許田 6	〃	〃	15	42	11.4	1	道路(5m)	無
76	許田 7	〃	〃	25	39	13.2	1		無
77	許田 8	〃	〃	30	60	32.1	1		無
78	湖辺底原 3	幸喜	湖辺底原	45	41	24.3	1	国道(55m)	無
79	湖辺底原 2	〃	又原	25	46	37.9	1	市道(25m)	無
80	幸喜 2	〃	仲兼久原	55	32	15.0	4	市道(50m)	無
81	安和志川 1	旭川	安和志川	50	37	19.4	1	県道(40m)、道路(45m)	無
82	安和志川 2	〃	〃	55	36	14.0	1	道路(5m)	無
83	中山 1	中山	鍋久保原	30	35	23.6	1	道路(150m)、河川(10m)	無
84	中山 2	〃	新山之端原	50	33	16.9	1	道路(10m)	無
85	中山 3	〃	古山入端原	50	36	11.8	1	道路(90m)	無
86	中山 4	〃	新山之端原	30	35	12.4	1	道路(10m)	無
87	宇茂佐 2	宇茂佐	志味屋原	55	48	10.5	1		無
88	宇茂佐 3	〃	〃	130	39	22.1	4	道路(160m)	無
89	宇茂佐 4	〃	新波原	45	37	33.3	3	道路(30m)、河川(25m)	無
90	宇茂佐 5	宇茂佐	大土原	25	44	24.2	1	道路(45m)	無
91	宇茂佐 6	〃	西兼久原	45	32	11.7	2	公園(1)	無
92	旭川福地 2	旭川	福地原	65	35	27.9	2	県道(30m)、河川(40m)、橋(1)	無
93	旭川福地 3	〃	〃	130	44	38.2	2	県道(145m)、道路(30m)、河川(125m)、橋(1)	無
94	旭川福地 4	〃	〃	130	42	26.8	2	県道(15m)、河川(35m)、橋(1)	無
95	旭川福地 5	〃	〃	20	55	28.0	1		無
96	安和志川 3	〃	安和志川	30	31	12.0	1	道路(20m)	無
97	旭川 4	〃	道又原	25	35	36.4	1	市道(30m)	無

	箇所名	位 置		地 形			保 全 対 象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
98	旭川 5	〃	道又原	40	38	34.0	1	市道(25m)	無
99	旭川 6	〃	〃	40	39	27.8	1	市道(35m)	無
100	旭川 3	〃	渡真原	75	32	50.5	1	市道(75m)、配水池(1)	無
101	旭川 7	〃	道越原	100	41	18.8	2	市道(65m)	無
102	旭川 8	〃	渡真原	75	37	37.1	2	道路(25m)	無
103	旭川 9	〃	道越原	60	35	33.7	2	市道(65m)、道路(35m)	無
104	山入端 1	山入端	仲上原	40	31	10.3	1		無
105	勝山 1	勝山	阿礪原	40	36	30.1	2	市道(30m)、道路(20m)、河川(35m)	無
106	勝山 2	〃	西猫川原	30	51	17.4	1	市道(20m)	無
107	勝山 3	〃	我謝如古原	25	33	26.3	1	市道(25m)	無
108	勝山 4	〃	〃	45	30	14.2	1	道路(15m)	無

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）以外の箇所

箇所名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
数久田 (7) -1 数久田 (7) -2 数久田 (7) -3	H21. 2. 13	第 76 号		

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの災害時要援護者関連施設のある場合を含む。）ある箇所

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所

※所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：令和3年度沖縄県水防計画

### 3-5 土砂災害警戒区域一覧

#### (1) 急傾斜地の崩壊

令和2年3月27日現在

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローボーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況（注1）	告示番号	告示年月日
勝山(1)	勝山	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
勝山(2)	勝山	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
勝山(3)	勝山	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
勝山(4)	勝山	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
瀬嵩(1)	瀬嵩	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
瀬嵩(2)	瀬嵩	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
瀬嵩(3)	瀬嵩	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
瀬嵩(4)	瀬嵩	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(3)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(4)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(5)-1	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(5)-2	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(6)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(7)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(9)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(10)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(11)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
名護(12)	名護	指定済み	未指定	第44号	平成21年2月3日
数久田(1)	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(2)-1	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(2)-2	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(2)-3	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(3)	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(4)	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(5)	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(6)	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(7)-1	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(7)-2	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
数久田(7)-3	数久田	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
山入端(1)	旭川	指定済み	未指定	第76号	平成21年2月13日
許田(1)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(2)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(3)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(4)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(5)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(6)-1	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(6)-2	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(7)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田(8)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田福地原(1)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田福地原(2)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田福地原(3)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
許田福地原(4)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
湖辺底原(1)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
湖辺底原(2)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
湖辺底原(3)	許田	指定済み	未指定	第540号	平成21年10月16日
宇茂佐(1)	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
宇茂佐(2)	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
宇茂佐(3)	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローラーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況(注1)	告示番号	告示年月日
宇茂佐(4)	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
宇茂佐(5)	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
宇茂佐(7)-1	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
宇茂佐(7)-2	宇茂佐	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
我部祖河(1)	我部祖河	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
我部祖河(2)	我部祖河	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(1)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(2)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(3)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(4)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(5)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(6)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(7)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
吳我(8)	吳我	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
中山(1)	中山	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
中山(2)	中山	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
中山(3)	中山	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
中山(4)	中山	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
名護(1)	名護	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
名護(2)-1	名護	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
名護(2)-2	名護	指定済み	未指定	第157号	平成22年3月16日
大北(1)	大北	指定済み	未指定	第564号	平成22年11月9日
大北(2)	大北	指定済み	未指定	第564号	平成22年11月9日
川上(1)	川上	指定済み	未指定	第564号	平成22年11月9日
川上(2)	川上	指定済み	未指定	第564号	平成22年11月9日
勝山(5)	勝山	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
勝山(6)	勝山	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
勝山(7)	勝山	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
勝山(8)	勝山	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
勝山(9)	勝山	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
山入端(2)-1	山入端	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
山入端(2)-2	山入端	指定済み	未指定	第206号	平成27年12月26日
名護(2)-3	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
名護(8)-1	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
名護(8)-2	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
旭川(1)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(2)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(3)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(4)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(5)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(6)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(7)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(8)-1	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(8)-2	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(9)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(10)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川(11)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(1)-1	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(1)-2	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(2)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(3)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(4)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(5)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(6)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日
旭川福地(7)	旭川	指定済み	指定済み	第56号	平成31年2月12日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローラン)	特別警戒区域 (レッドラン)	告示番号	告示年月日
		指定済み	指定済み		
安和志川 (1)	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
安和志川 (2)	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
安和志川 (3)	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
嘉陽福地 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
嘉陽福地 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
嘉陽福地 (3)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
嘉陽福地 (4)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
嘉陽福地 (5)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (3)	数久田	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (4)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (5)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
志根垣 (6)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (3)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (4)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (6)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (7)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
朱呂義 (8)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原中田 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原中田 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原中田 (3)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (1)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (3)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (4) -1	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (4) -2	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (5)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (6) -1	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (6) -2	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (7)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (8)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (9)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (10)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (11)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (12)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原福地 (13)	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
安部	安部	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
安部 (2)	三原	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
安部 (3) -1	安部	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
安部 (3) -2	安部	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
伊差川 (2)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
伊差川 (3)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
伊差川 (4)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大浦 (1)	大浦	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大浦 (2)	大浦	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (1)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (2)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (3)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (4)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (5)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローラーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況（注1）	告示番号	告示年月日
大川 (6)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (7)	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (8)	三原	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (9) -1	三原	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 (9) -2	三原	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大東 (1)	名護	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大東 (2)	名護	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大東 (3)	名護	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
金川 (1)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
金川 (2)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
嘉陽	嘉陽	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
喜瀬 (1)	喜瀬	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
喜瀬 (2)	喜瀬	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
喜瀬 (3)	喜瀬	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (1)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (2)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (3)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (4)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (5)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (6)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (7)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (8)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (9)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 (10)	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
幸喜 (1)	幸喜	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
幸喜 (2)	幸喜	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
古我知 (1) -1	古我知	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
古我知 (1) -2	古我知	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
古我知 (2) -1	古我知	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
古我知 (2) -2	古我知	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
古我知 (3)	古我知	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (1) -1	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (1) -2	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (1) -3	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (2) -1	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (2) -2	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
楚久 (2) -3	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (1)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (2)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (3)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (4)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (5)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 (6)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
汀間	汀間	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
汀間 (2)	汀間	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾 (1)	仲尾	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾 (2)	仲尾	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾 (3)	仲尾	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (1)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (2)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (3)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (4)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (5)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 (6)	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
為又 (1)	為又	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローラーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況(注1)	告示番号	告示年月日
為又 (2)	為又	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 (1)	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 (2)	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 (3)	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
振慶名	振慶名	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
辺野古 (1)	辺野古	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
辺野古 (2)	辺野古	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
山田 (1)	親川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
山田 (2)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
山田 (3)	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
山田 (4)	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
世富慶	世富慶	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日

## (2) 土石流

令和 2 年 3 月 27 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローラーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況(注1)	告示番号	告示年月日
大浦 209-A18-05	大浦	指定済み	なし	第 206 号	平成 27 年 3 月 20 日
勝山 209-B13-40	勝山	指定済み	未指定	第 206 号	平成 27 年 3 月 20 日
川上 209-A14-03	川上	指定済み	未指定	第 206 号	平成 27 年 3 月 20 日
二見 209-A18-03	二見	指定済み	なし	第 206 号	平成 27 年 3 月 20 日
伊差川 209-A14-15	伊差川	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-A13-22	大北	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-A14-01	大北	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-C13-50	大北	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大東 209-A13-19	大東	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大東 209-A13-35	大東	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-A17-10-1	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-A17-10-2	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-B17-08	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-B17-09	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
源河 209-A14-05	源河	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
源河 209-B14-28	源河	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-02	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-05-1	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-05-2	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-07	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-C17-13-1	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-C17-13-2	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
田井等 209-C14-35	田井等	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
旭川 209-A13-16-1	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
旭川 209-A13-16-3	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
旭川 209-A13-16-4	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
旭川 209-A13-16-5	旭川	指定済み	指定済み	第 56 号	平成 31 年 2 月 12 日
三原 209-A18-06	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-A18-09	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-A18-10	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-11	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-15	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-16	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-17	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-18	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローボーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
三原 209-B18-19	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-20	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-B18-21	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
三原 209-C18-23	三原	指定済み	指定済み	第 110 号	平成 31 年 3 月 8 日
東江 209-A17-03	東江	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
東江 209-A17-04	東江	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
東江 209-C17-11	東江	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
伊差川 209-B14-23	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
伊差川 209-B14-24	伊差川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
稻嶺 209-B14-17	稻嶺	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
稻嶺 209-B14-25	稻嶺	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 209-A18-04-1	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 209-A18-04-2	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 209-B18-12	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 209-B18-13	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大川 209-C18-24	大川	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
大東 209-A13-36	大東	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
嘉陽 209-A18-07	嘉陽	指定済み	指定済み	第 206 号	令和 2 年 3 月 27 日
嘉陽 209-C18-22	嘉陽	指定済み	指定済み	第 206 号	令和 2 年 3 月 27 日
喜瀬 209-C17-14	喜瀬	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-A14-04	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-A14-18	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-A14-22	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-B14-26	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-C14-33	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
源河 209-C14-34	源河	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
田井等 209-A14-02	田井等	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
村原 209-A18-08	汀間	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
天仁屋 209-B19-01	天仁屋	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
仲尾次 209-A14-13	仲尾次	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 209-A18-02	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 209-C18-25	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
二見 209-C18-26	二見	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
真喜屋 209-A14-10	真喜屋	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
世富慶 209-A17-06	世富慶	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日
世富慶 209-C17-12	世富慶	指定済み	指定済み	第 154 号	令和 2 年 3 月 27 日

### (3) 地すべり

令和 2 年 3 月 27 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローボーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
東江 2	東江	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日

(注1) 「特別警戒区域（レッドゾーン）指定状況」凡例について

未指定：特別警戒区域指定基準を満たした区域が設定されているが、指定はまだ行われていない。

な し：特別警戒区域指定の基準を満たさず、区域が設定されていない。

資料：沖縄県ホームページ

### 3-6 重要水防区域等一覧

#### (1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

令和3年4月1日現在

	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長(m)	区域	流路延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
1	羽地大川	1.8	名護市川上～河口	1.7	名護市川上	溢水	372	42.7	1,430	63.7
2	源河川	1.9	〃 源河～河口	1.1	〃 源河	〃	264	28.5	1,010	48.1
3	真謝川	1.8	〃 喜瀬～河口	0.9	〃 喜瀬	〃	132	25.2	500	34.6
4	轟川	1.0	〃 数久田～河口	0.3	〃 数久田	〃	96	0.6	370	10.6
5	幸地川	1.4	〃 名護～河口	0.8	〃 名護	〃	360	2.1	1,380	24.0
6	屋部川	5.0	〃 宮里～河口	1.0	〃 宮里	〃	613	160.1	2,350	203.3
7	西屋部川	2.0	〃 屋部～屋部川合流点	0.7	〃 屋部	〃	589	38.7	2,250	74.7
8	東屋部川	1.2	〃 名護～屋部川合流点	1.2	〃 名護	〃	50	8.0	150	10.5
9	汀間川	3.5	汀間川砂防ダム～河川	1.7	〃 三原	〃	74	38.6	285	56.2
10	我部祖河川	3.6	名護市伊差川～河口	2.5	名護市我部祖河～山田	〃	348	133.9	1,330	164.4

#### (2) 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

令和3年4月1日現在

	海岸名	水 防 区 域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
1	名護海岸	10,735	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稻嶺、源河、喜瀬地区	9,050	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稻嶺、源河、喜瀬地区	越波	1,258	45.9	15.8

(3) 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

令和3年4月1日現在

	河川名	区 域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長(m)	区 域	流路延長(m)	区 域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
1	世富慶川	1.24	河口上流より 1.24 km～河口	0.4	名護市世富慶	溢水	26	0.5	101	2.1

(4) 重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

令和3年4月1日現在

	海岸名	区 域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長(m)	区 域	延長(m)	区 域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
1	運天港海岸	630	饒平名、屋我地区	102	屋我地区	越波	17	0	4.5
2	久志海岸	876	久志地区	876	久志地区	"	45	0.3	2.2

※ 所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：令和3年度沖縄県水防計画

### 3-7 県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域

令和3年4月1日現在

路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
国道 331 号	落石・崩壊・地すべり	名護市汀間～安部	5,905m	なし	交通不能
国道 449 号	路面冠水	名護市屋部	400m	国道 449 号バイパス	〃
国道 505 号	落石・崩壊・地すべり	名護市吳我～仲尾次	4,265m	国道 58 号、名護宜野座線	〃
名護宜野座線	落石・崩壊	名護市吳我	235m	市道	〃
名護運天港線	〃	名護市屋部～旭川	335m	国道 449 号、名護本部線	〃
名護本部線	〃	名護市中山	45m	名護運天港線、市道	〃
県道 13 号線	落石・崩壊・地すべり	名護市久志	10m	国道 329 号	〃
県道 14 号線	落石・盛土の崩壊	名護市源河	1,560m	なし	〃

資料：令和3年度沖縄県水防計画

### 3-8 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧

#### 社会福祉施設

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	Atelier みるく やんばる	字宇茂佐1543番地	○	○	—
2	名護療育医療センター	字宇茂佐1765番地	—	—	○
3	おれんじキッズ・アニマート名護うむさ	字宇茂佐361番地2 ラ・ベル・メール102号室	○	○	—
4	デイサービス CeePort	字数久田295番地5	○	○	—
5	共同生活援助及び共同生活介護事業所 サザンクロス	字為又96番地1	—	○	—
6	協働作業所 ぬぶいていーだ	字為又96番地1	—	○	—
7	株式会社やんばるステーション	字屋部72番地	○	○	—
8	生活介護支援事業所 桃の樹	宇茂佐の森一丁目17番地9	○	○	—
9	放課後等デイサービス はあと	大中一丁目18番35-103号 サンプロジェクト	○	○	—
10	サンクスラボ・名護オフィス	大中一丁目5番1-101号 具志堅ビル	○	○	—
11	自立サポートセンター クローバー	宮里4-13-14	○	○	—
12	us plus	大南二丁目14番9号	○	○	—
13	paiなご	大南四丁目8番32号 1F	○	○	—
14	就労支援事業所 YU.RA.RI	城二丁目12番3-203号 渡具知ペイントビル	○	○	—
15	名護市ことばの教室「にこにこ」	港二丁目1番1号	○	○	—
16	ライフサポートひだまり	宮里一丁目3番18号	○	○	—
17	こども発達サポート ポップ	宮里三丁目1番20号 大宮医院2F	○	○	—
18	グループホームいがしま	字久志192番地	○	○	—
19	小規模多機能型居宅介護事業所さざなみ	字瀬嵩12番地の2	○	○	○
20	高齢者ハウスりゅうしん	大東3丁目20番14号	○	—	—
21	かりゆしぬ村居宅支援ハウスのぞみ	字宮里518番地2	○	—	—
22	生活支援ハウス前ぬ浜	字瀬嵩12番地1	○	○	—
23	コミュニティケアハウスたから	宇茂佐の森1丁目15番8号	○	○	—
24	有料老人ホーム手水の園（デイ併設）	字許田201番地11	○	○	—
25	グループハウスたんぽぽ	字宇茂佐919番地7 2階	○	○	—
26	有料老人ホームふれ愛	字世富慶536番地1 1階	○	○	—
27	有料老人ホーム城の里	城2丁目16番12号	○	○	—
28	グループハウスあさじ	宮里1丁目11番10号	○	○	—
29	有料老人ホーム 桜のさと	大東3丁目14番14号 1階	○	—	—
30	ケアリゾートうむさの森	宇茂佐の森1丁目4番2号	○	○	—
31	スクール・クリニック（通所リハ）	字屋部117番地	○	○	—
32	デイケア ふたば	字宇茂佐1746-6	—	○	—
33	中央外科通所介護事業所	城1丁目1番12号	○	○	—
34	ケア付き宅老所 浅茅の里	宮里1丁目6番23号	○	○	—
35	J Aおきなわ北部デイサービスセ	字屋部1698番地1	○	○	—

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
	ンター				
36	デイサービスうむさの森	宇茂佐の森1丁目4番地2	○	○	—
37	デイサービス宙伸びやまと	字宮里448-6 名護宮里パート1F	○	—	—
38	デイサービスやんばる	字宇茂佐1737番地	○	—	—
39	北部ケア通所介護事業所	字宇茂佐915番地10 高良ビル1階	○	○	—
40	デイサービスささえ	東江4丁目8番7号	○	○	—
41	デイサービス久志交じり	字三原252番地5	○	○	—
42	デイサービスCeePort	字数久田295番地5	○	○	—
43	ハッスル・マッスルデイサービス	東江1丁目25番14号	○	○	—
44	デイサービス美和の里	字済井出125番地	○	○	—
45	デイサービス幸屋	大東1丁目15番16号	○	○	—
46	高齢者交流サロン シルバーちゃん	大東1丁目20番6号 まちなか市営住宅1階	○	○	—
47	かがやきホーム（ライフサポートひだまりが管理）	東江3-12-9 玻名城アパート201	○	○	○

#### 保育園・学童クラブ等施設

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	滝の子保育園	字数久田829番地1	○	○	○
2	東江保育園	東江1-10-24	○	○	—
3	星のしづく保育園 分園NICO（ニコ）	宮里1-24-9	○	○	—
4	実りの里保育園	宮里4-5-17	○	○	—
5	うむさ保育園 分園	宮里5-11-52	○	○	—
6	うむさ保育園	字宇茂佐110番地2	○	—	—
7	太陽の子保育園	宇茂佐の森1-8-5	○	○	—
8	まなびの保育園	字屋部242-4	○	—	—
9	やまびこ保育園	字屋部1697番地	○	○	—
10	いとし子保育園	字為又285-2	—	○	—
11	キリン保育園	字安和83番地	○	○	—
12	銀のすず保育園	字真喜屋682番地	○	○	—
13	聖ルカ保育園	字済井出12-2	○	○	—
14	大宮保育園	宮里875-19	○	○	—
15	あすなろ認定こども園	大東3-17-9-1	○	—	—
16	あすなろ東認定こども園	東江2-6-9	—	—	○
17	小規模保育園 みなと	宮里1-17-8	○	○	—
18	小規模保育園 そだちの環	大南2-9-9	○	○	—
19	ほのぼの学童	東江1-25-8（東江公民館内）	○	○	—
20	にこにこ学童	大東1-21-23（大東区公民館内）	○	—	—
21	さくら学童学習教室	城2-12-3	○	○	—
22	オズ学童クラブ	大南3-11-9	○	○	—
23	学童ちびっ子ハウス	宮里4-5-17	○	○	—
24	ハッピー学童	大南2-16-26（大南公民館内）	○	○	—
25	学童クラブ ビビディ	宮里1-3-16	○	○	—

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
26	ほほえみ学童教室	宮里6-2-9	○	○	—
27	やぶ学童	字屋部121番地-1	○	○	—
28	あわ学童	安和143番地	○	○	—
29	聖ルカやがじ学童クラブ	饒平名159番地(屋我地幼稚園内)	○	○	—
30	名護市幼児ことばの教室	港2-1-1 名護市民会館内(福祉センター内)	○	○	—
31	名護市児童センター	港二丁目1番2号	○	○	—
32	緑風こども園	字汀間122	○	○	—

### 学校

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	瀬喜田小学校	字幸喜4番地1	○	○	○
2	東江小学校	東江一丁目7番2号	○	○	—
3	屋部小学校	字屋部47番地	○	○	—
4	安和小学校	字安和174番地	○	○	—
5	東江中学校	大東二丁目1番1号	○	○	—
6	屋部中学校	字屋部546番地	○	○	—
7	緑風学園	字汀間112番地	○	○	—
8	屋我地ひるぎ学園	字饒平名159番地	—	○	—
9	名護特別支援学校	字宇茂佐760番地	○	—	—
10	北部農林高等学校	字宇茂佐13番地	○	—	—
11	学校法人三育学院 沖縄三育中学校	字旭川837	—	—	○
12	名護市立瀬喜田幼稚園	字幸喜4番地1	○	○	—
14	名護市立屋部幼稚園	字屋部47番地	○	○	—
15	名護市立安和幼稚園	字安和174番地	○	○	—
16	名護市立東江幼稚園	東江1丁目7番2号	○	○	—
17	名護市立屋我地幼稚園	字饒平名159番地	○	—	—

### 医療施設

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	名護市母子健康包括支援センター	港1-1-1	○	○	—
2	久志診療所	字三原64-7	—	○	—
3	名護市スポーツリハビリテーションセンターSpoRC [スポーツ]	字屋部117	○	○	—
4	国立療養所沖縄愛楽園	字済井出1192	○	○	—
5	社会福祉法人五和会名護療育医療センター	字宇茂佐1765	—	—	○
6	公益社団法人北部地区医師会 北部地区医師会病院	字宇茂佐1712-3	—	—	○
7	あがりえクリニック	大東1-5-34	○	○	—

	施設名	所在地	津波災害警戒区域	高潮浸水想定区域	土砂災害警戒区域
8	あき内科クリニック	字宇茂佐919-7 1F	○	○	—
9	新垣耳鼻科咽喉科	字宮里453-7	○	—	—
10	おおにし医院	城2-10-16	○	○	—
11	大宮医院	宮里3-1-20	○	○	—
12	かじまやリゾートクリニック	宮里518-2	○	—	—
13	儀保小児科・内科医院	大西2-4-32	○	○	—
14	クリニック和睦	大東1-15-6	○	○	—
15	たいら内科クリニック	宮里6-8-7	○	○	—
16	中央外科	城1-1-12	○	○	—
17	北部山里クリニック	大南2-12-26	○	○	—
18	ゆうクリニック	宇茂佐の森1-1-5	○	○	—
19	アイクリニック敬愛	宮里6-4-21	○	○	—
20	名護療育医療センター附属 育ちのクリニック	大東2-23-30	○	○	—
21	ちはる眼科	宮里6-8-7	○	○	—
22	辻眼科	宮里1-26-11	○	○	—
23	名嘉真皮膚科	大東1-10-13	○	○	—
24	北部形成・外科診療所	大南2-13-8	○	○	—
25	メンタルクリニックやんばる	宇茂佐の森1-2-9	○	○	—
26	正和歯科	大東1-14-17	○	○	—
27	よなみね歯科	宮里6-1-8	○	○	—
28	こうげん歯科医院	宮里1-1-52	○	○	—
29	名嘉真歯科医院	大東1-11-15	○	○	—
30	ながた歯科医院	宮里1丁目28-8南西ビル3F	○	○	—
31	岸本歯科医院	大東1丁目10-7	○	○	—
32	グリーンデンタルクリニック	大西4丁目4-14	○	○	—
33	とおる歯科	大南1丁目10-12	○	○	—
34	パール歯科クリニック	東江4丁目6-17	○	○	—
35	キラリ・デンタルケアクリニック	城2丁目10-201階	○	○	—
36	まきや歯科医院	大東1-18-11	○	○	—
37	歯科口腔外科クリニック	城1-1-19	○	○	—
38	がなは歯科医院	大西1-1-1	○	○	—
39	オアシス歯科医院	東江1-25-14	○	○	—

## 4 消防関係

### 4-1 消防団組織

消防 団 長	消防 副 団 長	團名	地区名
		名護分団	名護地区
		羽地分団	羽地地区
		屋部分団	屋部地区
		久志分団	久志地区
		屋我地分団	屋我地地区
		機能別分団	市内

### 4-2 消防署職員及び消防団員数

(令和4年4月1日現在)

区分		実数	定数
消防職員数	司令長	1	1
	司令	5	5
	司令補	14	16
	士長	26	27
	副士長	13	26
	消防士	17	
	その他職員	0	1
総数		76	76
消防団員数		169	242

#### 4-3 消防署管内の現有車両台数

(令和3年3月31日現在)

消防署													消防団				
消防ポンプ自動車			梯子車		化学車		救急車		工作車		広報車	指揮車	その他の車両	可搬動力ポンプ付積載車	水槽付消防ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	その他の車両
基準	現 有		基準	現 有													
	小型動力ポンプ付水槽車	小型動力ポンプ付積載車															
4	1	0	3	1	1	1	4	3	1	1	1	1	10	2	8	0	0

#### 4-4 消防水利

消防水利	消火栓	433
	防火水槽	146

## 4-5 救命、救助器具

### (1) 消防本部（署）

(令和3年3月31日現在)

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
一般救助用器具	かぎ付はしご	4	破壊用器具	万能斧	6	水難救助用器具	潜水器具	8
	三連はしご	4		ハンマー	3		救命胴衣	19
	空気式救助マット	4		削岩機	1		水中投光器・水中ライト	9
	救命索発射装置	1		ハンマードリル	1		救命浮環	11
	救助用縛帶	2	測定用呼吸保護器具	複合ガス検知器	2		浮標	13
	災害用担架	23		陽圧型圧縮酸素型循環式呼吸器	4		水上バイク	1
	減圧式張力計	1		放射線測定器	7		山岳救助資機材一式	1
	サバイバースリング	1		空気呼吸器	23		都市型救助機材一式	1
重量物排除器具	油圧ジャッキ	1		防塵・防毒マスク	40	その他の救助用器具	バスケット型担架	3
	油圧スプレッター	1		送排風機	4		投光器	4
	可搬ウインチ	2		高圧空気圧縮機	1		携帯拡声器	10
	マット式空気ジャッキ	3	隊員保護用器具	耐電手袋	9		FLIR（赤外線カメラ）	2
	油圧切断機	1		耐電衣	2		シートシレカッター・ハサミ	3
切断用器具	エンジンカッター	2		耐電ズボン	2		ウィンドポンチ	4
	酸素溶断器	1		耐電長靴	2		安全ベルト	6
	チェンソー	3		防護服	4			
	鉄線カッター	6		耐熱服	4			

## (2) 久志出張所

(令和3年3月31日現在)

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
一般救助用器具	三連はしご	1	破壊用器具	万能斧	4	水難救助用器具	潜水器具	2
	カラビナ	19		ハンマー	1		救命胴衣	8
	滑車	6		レスキューハンマー	1		救命浮環	1
	バスケット型担架	1		バール	3		水上バイク	1
	可搬ワインチ	1		ウィンドポンチ	1		救助用ライフスレッド	1
除重量質量物排	油圧スプレッダー	1	測定用器具	複合ガス検知器	1	その他の救助器具	ヘルメット	4
	マット式空気ジャッキ	2					レスキュー チューブ	1
切断用器具	油圧切断機	1	隙間保護器具	空気呼吸器	4	その他の救助器具	投光器	1
	エンジンカッター	1					携帯拡声器	2
	チェンソー	1					携帯無線機	2
	鉄線カッター	2					水中ポンプ	1

## 4-6 危険物の施設一覧表

### (1) 危険物の大量貯蔵施設（貯蔵量 100kL 以上の事業所）

事業所	所在地 (名護市)	総容量 (KL)	最大タンク		タンク・その他
			油種(KL)	形式	
りゅうせきロジコム 北部物流センター	字安和881番地	254,208	灯油 39,112 重油 77,336 軽油 137,760	鋼製タンク	屋外タンク 4 屋内貯蔵所 1
(株)山浩商事 名護石油	東江 四丁目2番16号	132,559	軽油 75,706 重油 19,000 灯油 37,853	鋼製タンク	屋外タンク 4
(株)三光 屋部給油所	宇茂佐の森 四丁目19番地1	192,000	ガソリン 48,000 重油 48,000 軽油 96,000	強化プラスチック製第二殻タンク	地下タンク 4

### (2) 高圧ガス

#### ① 一般ガス現況

名 称	ガスの種類・数量	所 在 地 (名護市)
中央食品 (株)	NH <sub>3</sub> (アンモニウムガス)	字許田 278 番地
(社) 北部地区医師会病院	O <sub>2</sub> ・N <sub>2</sub> ・LPG・蒸気ガス	字宇茂佐 1712 番地 3
県立北部病院	O <sub>2</sub> ・N <sub>2</sub> ・LO <sub>2</sub>	大中二丁目 12 番 3 号

#### ② 液化石油ガス（貯層設置）現況

名 称	ガスの種類	所在地 (名護市)
(株)りゅうせき名護営業所	プロパン 50 t 屋外タンク	字安和 881 番地
合同会社名護オートガス	ブタン 15 t 地下タンク	大中四丁目 1 番 21 号
沖縄協同ガス (株) 北部営業所	プロパン 50 t 屋外タンク	字我部祖河 1036 番地 1
ゴールド通産 大北オートガス	ブタン 10 t 地下タンク	大北五丁目 20 番 12 号

## 5 通信関係

### 5-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

#### (1) 県出先等関係機関

地区	県出先機関名	代表部署	発信番号		局番号	内線番号	ホットライン 内線番号	NTT 番号
			電話	FAX				
北部地区	北部合庁	県税事務所	6		71	8400	9911	0980-52-2170
	北部保健所	総務企画班	—		640	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-52-2714
	北部病院	総務課	—		660	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-52-2719
中部地区	中部合庁 (中部保健所含む)	総務企画班	6		71	7497	9912	098-938-9886
	中部病院	総務課	—		661	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-973-4111
南部地区	南部合庁	県税事務所	6		71	4940	9913	098-867-1344
	南部保健所	総務企画班	—		641	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-889-6351
	南部医療センター・ こども医療センター	総務課	—		662	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-888-0123
宮古地区	宮古合庁	総務振興班	6		71	9127	9914	0980-72-2551
	宮古保健所	庶務係	外線鉤(県N W) +#		642	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-72-2420
	宮古病院	総務課	—		663	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-72-3151
八重山地区	八重山合庁 (八重山保健所含む)	総務企画班	6		71	9577	9915	0980-82-3240
	八重山病院	電話交換室	—		664	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-83-2525

#### (2) 防災関係機関

地区	防災関係機関名	代表部署	発信番号		局番号	内線番号	ホットライン 内線番号	NTT 番号
			電話	FAX				
南部地区	沖縄電力㈱	防災室	—		685	遠隔制御器 3	—	098-877-2341
	沖縄気象台	予報課	7		680	2606	—	098-833-4281
	第十一管区海上保安本部	救難課	—		681	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-867-0118
	NHK 沖縄放送局		—		683	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-865-2222
	日本赤十字社沖縄県支部		—		684	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-835-1177
	陸上自衛隊	那覇 駐屯地	可搬型無 線装置	—	682	局番のみ	—	098-857-1155

(3) 市町村

地区	市町村名	代表部署	発信番号		局番号	内線番号	ホットライン 内線番号	NTT 番号
			電話	FAX				
北部地区	名護市	総務課	8	—	210	210	9921	0980-53-1212
	国頭村	総務課	外線 17	—	211	210	9922	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	ボタン 5	—	212	120	9923	0980-44-3001
	東村	総務財政課	外線 12	—	213	112	9924	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	—	—	不要	—	9925	0980-55-2101
	本部町	総務課	61	—	215	200	9926	0980-47-2101
	恩納村	総務課	88	—	216	201	9927	098-966-1200
	宜野座村	総務課	—	—	不要	—	9928	098-968-5111
	金武町	総務課	—	—	不要	—	9929	098-968-2111
	伊江村	総務課	—	—	不要	—	9930	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	—	—	不要	—	9931	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	—	—	不要	—	9932	0980-45-2001
中部地区	うるま市	防災基地涉外課	7	—	230	1351	9933	098-974-3111
	宜野湾市	総務課	6	—	231	1221	9934	098-893-4411
	浦添市	防災危機管理室	特番 (**)	—	232	2021	9935	098-876-1234
	沖縄市	防災課	8	—	233	2345	9936	098-939-7773
	読谷村	総務課	—	—	不要	—	9937	098-982-9201
	嘉手納町	総務課	7	—	235	220	9938	098-956-1111
	北谷町	総務課	—	—	不要	1400	9939	098-936-1234
	北中城村	総務課	8	—	237	211	9940	098-935-2233
	中城村	総務課	6	—	238	210	9941	098-895-2131
	西原町	総務課	7	—	239	3200	9942	098-945-5011
南部地区	那覇市	防災危機管理課	44	—	250	2023	9943	098-861-1102
	糸満市	市民生活環境課	6	—	251	3610	9944	098-840-8111
	豊見城市	総務課	7	—	252	4501	9945	098-850-0024
	南城市	総務課	7	—	253	3101	9946	098-948-7111
	八重瀬町	総務課	5	—	254	2207	9947	098-998-2200
	与那原町	総務課	8	—	255	3101	9948	098-945-2201
	南風原町	総務課	7	庁舎交換 機取容 7	256	1321	9949	098-889-4415
	久米島町	総務課	—	—	不要	—	9950	098-985-7121
	渡嘉敷村	総務課	8	—	258	16	9951	098-987-2321
	座間味村	総務課	—	—	不要	—	9952	098-987-2311
	粟国村	総務課	—	—	不要	—	9953	098-988-2016
	渡名喜村	総務課	防災ボタン (1~4)	—	261	110	9954	098-989-2002
大東地区	南大東村	総務課	外線ボタン 11+6	—	262	110	9955	09802-2-2001
	北大東村	総務課	防災ボタン +6	—	263	110	9956	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	70	—	270	2401	9957	0980-72-3751
	多良間村	総務財政課	7	—	271	12	9958	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機管理室	55	—	280	1130	9959	0980-87-5533
	竹富町	総務課	県 NW ボタン 18	—	281	8140	9960	0980-82-6191
	与那国町	総務課	—	—	不要	—	9961	0980-87-2241

(4) 消防機関

地区	消防本部名	代表部署	発信番号		局 番号	内線番号	ホットライン 内線番号	NTT 番号
			電話	FAX				
北部地区	名護市消防	通信室	県NWボタン	600	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-52-1142	
	国頭地区消防	消防署	—	601	FAX 60	9526 局番不要	0980-41-5100	
	本・今消防	通信室	外線 7	602	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-47-7119	
	金武地区消防	通信室	—	603	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-968-2020	
中部地区	沖縄市消防	通信指令室	外線 7 (県ネット)	604	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-929-0900	
	宜野湾消防	通信指令室	外線 8	605	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-892-2299	
	浦添市消防	通信室	—	606	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-875-0119	
	うるま市消防	署事務室	行政 NWボタン	607	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-973-4838	
	ニライ消防	警備事務室	外線 9	608	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-956-9914	
	中・北消防	通信指令室	県NWボタン	609	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-935-4747	
南部地区	那霸市消防	通信指令室	44	610	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-867-0119	
	糸満市消防	作戦会議室	外線 6 (県NW)	611	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-992-3661	
	豊見城市消防	通信室	7	612	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-850-9108	
	島尻消防	通信指令室	外線 12(県ネット)	613	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-948-2512	
	東部消防	消防署	8	614	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-945-2200	
	久米島町消防	通信指令室	—	615	遠隔制御器 4 FAX 5	—	098-985-3281	
宮古地区	宮古島市消防	消防本部	行政 NWボタン+*	616	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-72-0943	
八重山地区	石垣市消防	消防本部	—	617	遠隔制御器 4 FAX 5	—	0980-82-0119	

## 5-2 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧

構 成 機 閣 名	
沖縄県（防災危機管理課）	（株）いとまんコミュニティーエフエム放送
沖縄県警察本部	（株）エフエム二十一
沖縄気象台	（株）FMコザ
内閣府沖縄総合事務局	FM琉球（株）
第十一管区海上保安本部	（株）沖縄タイムス社
九州管区警察局沖縄県情報通信部	（株）琉球新報社
那覇地方検察庁	沖縄電力（株）
総務省沖縄総合通信事務所	電源開発（株）火力事業部石川石炭火力発電所
日本赤十字社沖縄県支部	全日本空輸（株）沖縄空港支店
日本銀行那覇支店	日本トランസオーシｬン航空（株）
（株）N T T西日本沖縄支店	琉球海運（株）
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社	（株）興洋電子
沖縄セルラー電話（株）	（株）沖電子
K D D I （株）那覇テクニカルセンター	沖縄瓦斯（株）
ソフトバンクモバイル（株）	沖縄南部タクシー協同組合
ソフトバンクテレコム（株）九州ネットワークセンター	沖縄乗用自動車事業協同組合
N H K 沖縄放送局	那覇個人タクシー事業協同組合
琉球放送（株）	（社）沖縄県漁業無線協会
沖縄テレビ放送（株）	（社）沖縄移動無線センター
琉球朝日放送（株）	（財）移動無線センター関東センター沖縄事務所
（株）ラジオ沖縄	（社）全国陸上無線協会沖縄支部
（株）エフエム沖縄	（社）日本アマチュア無線連盟沖縄県支部
宮古テレビ（株）	（株）FMよみたん
（有）石垣コミュニティーエフエム	沖縄ラジオ（株）
（株）FMうるま	（株）FMとよみ
（株）クレスト（FMニライ）	（株）エフエムやんばる

※市町村を除く

## 6 避難所関係

### 6-1 指定避難所

番号	名称	所在地（名護市）
1	羽地小学校	字田井等601番地 2
2	稻田小学校	字我部祖河440番地 1
3	大宮小学校	宮里五丁目13番22号
4	名護小学校	大西二丁目 2 番22号
5	久辺小学校	字豊原208番地
6	大北小学校	大北四丁目19番37号
7	羽地中学校	字仲尾次770番地
8	久辺中学校	字豊原208番地
9	大宮中学校	宮里七丁目 2 番66号
10	屋部小学校中山分校	字中山208番地1
11	北部生涯学習推進センター（名桜大学）	字為又1220番地146
12	カヌチャベイリゾート	字安部156番地 2

### 6-2 指定緊急避難場所（津波）

番号	名称	所在地（名護市）
1	喜瀬カントリークラブ宿舎前	字喜瀬 1345-1
2	喜瀬ビーチパレスホテル	字喜瀬 115-2
3	ベストウェスタン沖縄幸喜ビーチ	字幸喜 117
4	沖縄サンコーストホテル	字幸喜 108
5	幸喜貯水タンク前	字幸喜 655
6	仲兼久原高台	26° 32' 11.4"N 127° 57' 16.8"E
7	赤混田原高台	26° 32' 21.4"N 127° 57' 29.9"E
8	許田区津波避難目標地点	字許田 675
9	数久田タンク場前	26° 33' 55.3"N 127° 59' 15.1"E
10	世富慶区運動公園	字世富慶 139 番地 1
11	名護市食肉センター駐車場	字世富慶 755 番地
12	名護城公園ノッポ椰子の広場	26° 35' 23.1"N 127° 59' 32.4"E
13	名護城大橋津波避難目標地点	26° 35' 14.2"N 127° 59' 30.3"E
14	オリオンビール(株)名護工場事務所屋上	東江二丁目 2 番 1 号
15	ホテルルートイン名護	東江五丁目 11 番 3 号
16	県営東江高層住宅	東江五丁目 1 番 1 号
17	名護市民会館屋上	港 2-1-1
18	大東区公園	大東三丁目 11 番 18 号
19	名護市産業支援センター	大中一丁目 19 番 24 号
20	ホテルデルフィーノ名護	大南一丁目 5 番 14 号
21	大中緑地公園	大中三丁目 17 番

番号	名称	所在地（名護市）
22	嵩原公園	大中五丁目 1 番
23	大西公民館	大西三丁目 8 番 12 号
24	うみのほし幼稚園	大西二丁目 1 番 20 号
25	柳児童公園	大北五丁目 9 番 11 号
26	大中公園	大北一丁目 28 番
27	大北公民館	大北一丁目 7 番 1 号
28	為又公園	字為又 420 番地
29	北部地区医師会北部看護学校駐車場	字為又 1219-91
30	スーパーホテル沖縄名護	字宮里 1018
31	名護市立大宮小学校	宮里五丁目 13 番 22 号
32	宮里キリストの教会駐車場	宮里三丁目 30 番 30 号
33	名護厚生園	宮里五丁目 4 番 29 号
34	名護市立中央図書館	宮里五丁目 6 番 1 号
35	ホテルゆがふいんおきなわ	字宮里 453 番地 1
36	宮里公園	宮里四丁目 7
37	久志公園	字久志 790-1
38	みらい 4 号館	字久志 283
39	豊原公民館	字豊原 221-24
40	名護市立久辺小学校	字豊原 208
41	名護市立久辺中学校	字豊原 208
42	辺野古紫雲道場	字辺野古 134-15
43	辺野古運動公園	字辺野古 360-79
44	デイサービス二見の里	字二見 241-7
45	大川区津波避難目標地点 1	26° 34' 19.1"N 128° 01' 53.6"E
46	大川区津波避難目標地点 2	26° 34' 27.0"N 128° 02' 23.9"E
47	エナジックカントリークラブ駐車場	字瀬嵩 463-3
48	汀間区津波避難場所	26° 33' 20.0"N 128° 03' 37.5"E
49	三原区津波避難目標地点	26° 34' 10.9"N 128° 04' 11.7"E
50	安部区津波避難目標地点 1	26° 32' 32.9"N 128° 05' 29.4"E
51	安部区津波避難目標地点 2	26° 32' 30.1"N 128° 05' 08.3"E
52	カヌチャベイリゾート駐車場	字安部 156-2
53	嘉陽区津波避難目標地点	26° 32' 48.0"N 128° 05' 57.7"E
54	上城（拝所）	26° 33' 11.9"N 128° 06' 30.2"E
55	名護市ポンプ場横一帯	26° 33' 14.7"N 128° 06' 34.5"E
56	底仁屋公民館	字天仁屋 696-1
57	天仁屋公民館	字天仁屋 273
58	有津簡易水道タンク	26° 35' 09.0"N 128° 07' 23.4"E
59	有津津波避難目標地点 1	26° 35' 16.7"N 128° 07' 38.6"E
60	伊差川運動公園	字伊差川 32-2

番号	名称	所在地（名護市）
61	川上公民館	字川上 3
62	親川公民館	字親川 67-1
63	仲尾区津波避難目標地点	26° 37' 39.1"N 128° 00' 59.1"E
64	山田公園	字田井等 909
65	我部祖河之御嶽	字我部祖河 33-1
66	源河区津波避難目標地点 1	字源河 1856
67	源河区津波避難目標地点 2	26° 37' 52.4"N 128° 04' 05.4"E
68	稻嶺区津波避難目標地点（クイユーの T 字路）	26° 37' 48.8"N 128° 02' 30.8"E
69	真喜屋阿社義	字真喜屋 84
70	真喜屋公民館	字真喜屋 73
71	屋之上（ヤーノウイ）	字仲尾次 1067-1
72	羽地地区センター	字仲尾次 829
73	名護市立羽地中学校	字仲尾次 756
74	嵐山茶工場	字吳我 940-2
75	嵐山展望台	字吳我 1460-2
76	あだね川公園	字茂佐の森 4-9
77	名護特別支援学校後方交差点	26° 35' 59.4"N 127° 57' 28.3"E
78	県職員住宅入口	26° 35' 54.8"N 127° 57' 15.2"E
79	名護療育園駐車場	字宇茂佐 1765
80	勝山ガーデンゴルフ練習場前	26° 36' 17.8"N 127° 56' 38.0"E
81	屋部区津波避難目標地点（国道 449 号上）	26° 36' 20.9"N 127° 57' 21.9"E
82	山入端区津波避難目標地点 1	26° 36' 22.4"N 127° 56' 11.9"E
83	山入端区津波避難目標地点	26° 36' 41.4"N 127° 56' 11.8"E
84	安和区津波避難目標地点（山入端 13 号線）	26° 36' 36.0"N 127° 55' 59.6"E
85	琉球セメント事務所屋上	字安和 1008
86	部間権現の鳥居	字安和 2640
87	中山公民館	字中山 129
88	饒平名区津波避難目標地点	字饒平名 1243-1
89	屋我地支所	字饒平名 1177-1
90	山口バス停前	字我部 1119
91	農業用 2 号給水所	字運天原 676-3
92	運天原共同墓地駐車場	字運天原 575-1
93	ナガマシのあじまあ	字運天原 89
94	伊是名高台 1	26° 39' 59.3"N 128° 00' 51.5"E
95	伊是名高台 2	26° 39' 53.3"N 128° 00' 54.8"E
96	伊是名高台 3	26° 39' 47.3"N 128° 00' 58.3"E
97	屋我の拝所	字屋我 272
98	大浦シンナトウ	字大浦 151
99	羽地大橋	26° 37' 42.2"N 128° 01' 38.4"E

### 6-3 福祉避難所

番号	名称	所在地（名護市）
1	在宅複合型施設 羽地苑	字我部祖河829番地
2	特別養護老人ホーム 久辺の里	字豊原216番地
3	特別養護老人ホーム かりゆしの村	字宇茂佐1873番地 1

## 7 備蓄・給水関係

### 7-1 補給水源

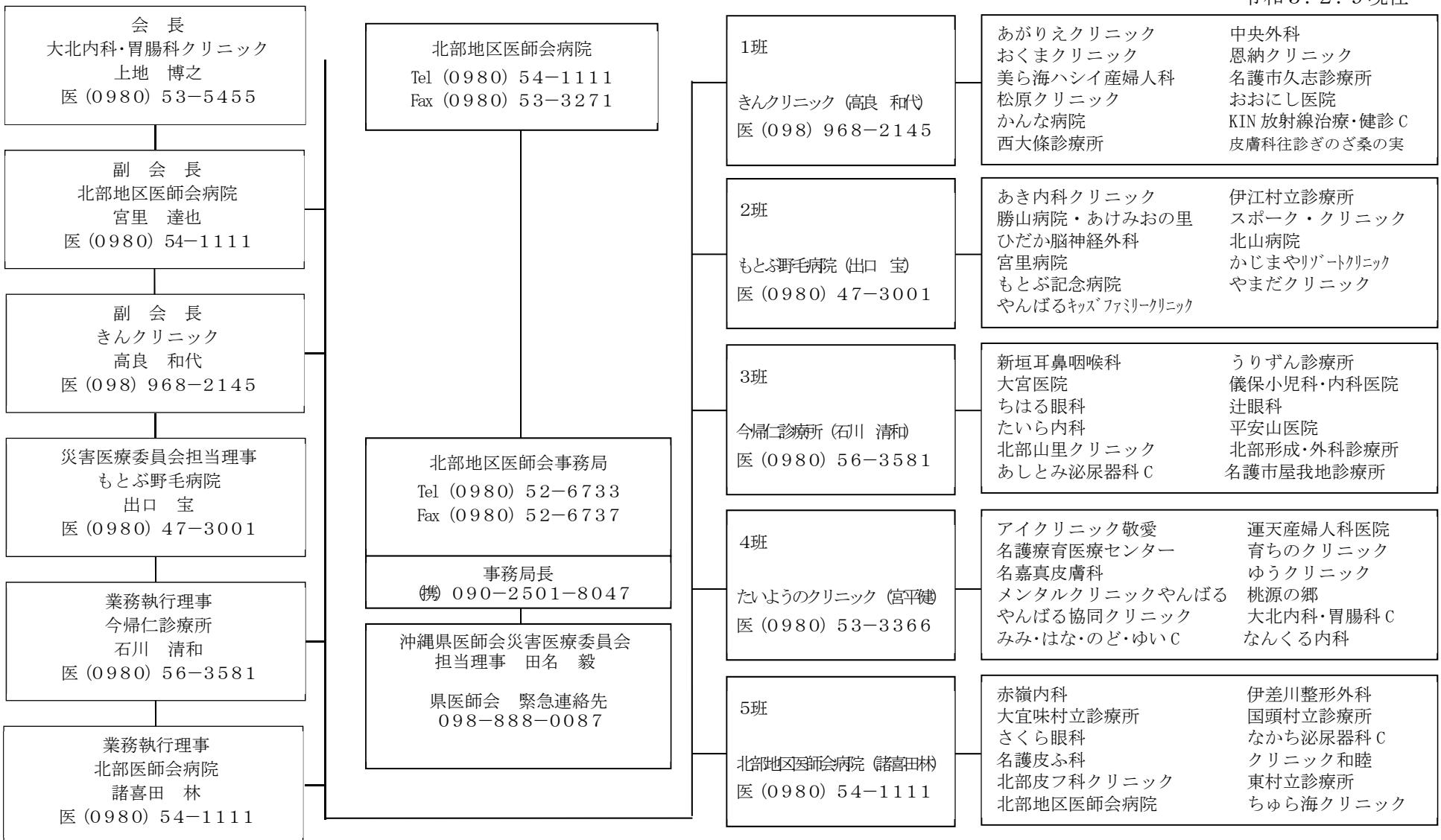
水源	種類	施設名	施設能力 (m³)	備考
環境水道部	浄水	旭川配水池	225	
		天仁屋	〃	142
		辺野古	〃	3,800
		二見	〃	900
		為又(1)	〃	4,350
		為又(2)	〃	4,350
		伊差川	〃	1,000
		仲尾次	〃	450
		屋我地	〃	810
		中山	〃	1,600

### 7-2 給水タンク車等の保有状況

所管	種別	能力 (ℓ)	保有台数
消防本部(署)	水槽付ポンプ車	2,000	3
	動力ポンプ付水槽車	10,000	1
久志出張所	水槽付ポンプ車	4,000	1
羽地分団	ポンプ車	1,500	1
	ポンプ車	800	1
久志分団	ポンプ車	990	2
	ポンプ車	900	1
	ポンプ車	1,500	1
屋部分団	水槽付ポンプ車	800	1
屋我地分団	ポンプ車	800	1
名護分団	ポンプ車	800	1

## 8 医療関係

### 8-1 災害時医療救急班連絡系統図（北部地区医師会）



## 9 交通・輸送関係

### 9-1 ヘリコプター離着陸可能場所一覧表

番号	名称	所在地	※座標 (WGS)	※※着陸 帶長さ× 幅 (m)	地盤	管理者等	連絡先	※※※備考 標高
1	久志区グランド	字久志 790 番地 1	N26° 30' 46" E128° 00' 32"		転圧 (芝グランド)	久志区長	0980-55-2117	標高 21m
2	豊原運動公園	字豊原 221 番地 24	N26° 30' 58" E128° 01' 23"		転圧 (芝グランド)	豊原区長	0980-53-1212	標高 51m
3	辺野古運動公園	字辺野古 360 番地 33	N26° 31' 03" E128° 02' 05"		転圧 (芝グランド)	辺野古区長	098055-2121	標高 22m
4	ザ・ブセナテラス	字喜瀬 180 番地	N26° 32' 19" E27° 56' 07"	15×15	芝グランド	ザ・テラスホテルズ 株式会社	0980-51-1333	D r ヘリ RP 標高 7 m
5	エナジック運動場	瀬嵩 296 番地	N26° 32' 55" E128° 03' 45"		転圧 (芝グランド)	一般財団法人エナジック教育福祉財団	0980-51-9004	標高 3m
6	ヒューマンキャンパス	字三原 263	N26° 33' 15" E128° 04' 43"		転圧 (芝グランド)	名護市役所 久志出張所	0980-55-8101	標高 3m
7	数久田グランド	字数久田 954 番地 1	N26° 34' 12" E27° 50' 53"	15×15	転圧 (芝グランド)	数久田区	0980-52-3394 (数久田公民館 維持管理室)	D r ヘリ RP ME S Hヘリ RP 標高 5 m
8	名護漁港	城三丁目 6 番	N26° 35' 11" E27° 58' 52"	15×15	コンクリート	名護漁業協同組合 第十一管区海上保安本部 那霸海上保安部 名護海上保安署	0980-52-2812 0980 - 53-0118	D r ヘリ RP ME S Hヘリ RP 標高 1 m
9	21世紀の森公園・ 多目的広場1 (サッカー・ラグビー場)	宮里二丁目 2 番	N26° 35' 34" E127° 58' 09"	65×100	芝グランド	名護市財産管理課施設 管理係	0980-53-1212	自衛隊ヘリ離着陸 実績あり 標高 2 m
10	名護市民ビーチ (中央突堤)	宮里二丁目 2 番	N26° 35' 25" E27° 58' 07"	15×15	コンクリート	名護市労働福祉センター 名護市財産管理課施設 管理係	0980-52-3183 0980-53-1212	D r ヘリ RP 標高 4 m

番号	名称	所在地	※座標 (WGS)	※※着陸 帶長さ× 幅 (m)	地盤	管理者等	連絡先	※※※備考 標高
11	名護消防屋上	大北3丁目31番50号	N26° 36' 13" E127° 59' 45"	20×20	アルミデッキ	名護市消防本部	0980-52-2121	標高 42m
12	公立大学法人名桜大学野球場	為又1220番地1	N26° 37' 27" E27° 58' 20"	12,175 m <sup>2</sup>	芝グランド	公立大学法人名桜大学	0980-51-1100 0980-51-1067	自衛隊ヘリ離着陸 実績あり 避難予定所 標高 91m
13	北部地区医師会病院 (場外離着陸場)	名護市字宇茂佐1712番地3	N26° 36' 32.1" E127° 57' 50.7"	18×18	転圧地(コンクリート舗装)	名護療育園 (0980-52-0975)	0980-54-1000 (救急ヘリ通信センター)	D rヘリ RP ME S Hヘリ RP 標高 47m
14	真喜屋運動広場	字真喜屋888番地	N26° 38' 05" E28° 02' 06"	15×15	転圧 (芝グランド)	名護市財産管理課施設 管理係	0980-53-1212	D rヘリ RP ME S Hヘリ RP 標高 3 m
15	済井出農村公園 (済井出農村集落総合 管理施設前広場)	字済井出850番地	N26° 40' 03" E28° 01' 12"	15×15	転圧 (芝グランド)	済井出区	0980-52-8567	D rヘリ RP 標高 5 m
16	名護市立緑風学園 グランド	字汀間122番地	N26° 33' 08" E28° 03' 41"	15×15	転圧 (芝グランド)	名護市教育委員会	0980-55-8113 (名護市立緑風学園) 0980-53-1212 (名護市教育委員会)	D rヘリ RP ME S Hヘリ RP 避難予定所 標高 5 m
17	カヌチャベイホテル &ヴィラズ	字安部156番地2	N26° 32' 54" E28° 04' 49"	15×15	芝転圧	株式会社カヌチャベイ リゾート	0980-55-8880	D rヘリ RP 標高 56m
18	美ら島自然学校	字嘉陽41番地	N26° 33' 02" E28° 06' 31"	15×15	転圧 (芝グランド)	財団法人 沖縄美ら島財団	0980-55-9045 (総合研究セ ンター普及開 発課兼美ら島 自然学校)	D rヘリ RP 標高 5 m
19	名護市立天仁屋小学校 跡地グランド	字天仁屋688番地	N26° 34' 24" E128° 07' 15"	15×15	転圧 (芝グランド)	名護市教育委員会	0980-53 - 1212	ME S Hヘリ RP 標高 57m

※座標 (WGS) については、沖縄県ドクターヘリ事務局からの情報提供及びN P O 法人ME S Hサポートからの資料により R P (ランデブーポイント) を記載、その他は株式

会社ゼンリンインターマップの地図検索ソフトウェアー（TOWN II（名護市）、OA-Light II FireFighting）により、概ねの数値を記載している。

※※広さについては、沖縄県ドクターへリ事務局からの情報提供及びN P O 法人M E S H サポートからの資料によりR P（ランデブーポイント）の着陸帯を記載、その他は株式会社ゼンリンインターマップの地図検索ソフトウェアー（TOWN II（名護市）、OA-Light II FireFighting）により、概ねの面積を記載している。

※※※標高については、沖縄県ドクターへリ事務局からの情報提供及びN P O 法人M E S H サポートからの資料によりR P（ランデブーポイント）の標高を記載、その他は名護市による、津波対策基礎調査資料及び名護市地域防災計画資料等を参考にしており、小数点以下切り捨ての数値を記載している。

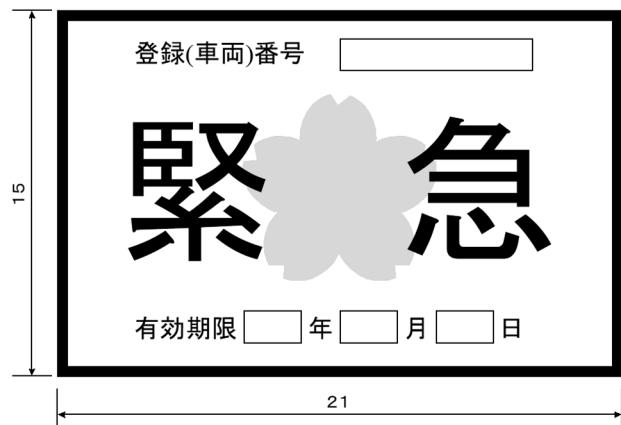
## 9-2 緊急通行車両

### (1) 様式 1



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### (2) 様式 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 10 その他

### 10-1 災害救助法による救助の程度と期間並びに実費弁償の基準

令和4年4月1日現在

対象	費用の限度額	期間	備考	
応急仮設住宅の供与	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	
避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗品材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない場合	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
		区分	1人世帯 2人世帯 3人世帯 4人世帯 5人世帯 6人以上1人増加するごとに加算	
		全壊、全焼、流失	夏 18,700 24,000 35,600 42,500 53,900 7,800 冬 31,000 40,100 55,800 65,300 82,200 11,300	
		半壊、半焼、床上浸水	夏 6,100 8,200 12,300 15,000 18,900 2,600 冬 9,900 12,900 18,300 21,800 27,400 3,600	
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の検索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり  1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の検査	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 3 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償 災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によつては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 10-2 被害状況判定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		認定基準
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊(全焼)、半壊(半焼)の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その 他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。
	橋りょう	道路を連結するために道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		認定基準
罹災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員をいう。
火災発生		火災発生件数については、地震の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。
	備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 10-3 大浦自主防災組織 地区防災計画

### 大浦自主防災組織 地区防災計画

#### 1 大浦区防災計画作成の基本方針等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

地区防災計画とは、地区の住民及び同地区内の事業所等が自発的な防災活動を推進する観点から、自分たち地域の人命と財産を守るために、主に共助（助け合い）を行うことについて定めた計画のことをいいます。

数十年度に一度といわれる特別警報クラスの猛烈な台風、大雨洪水、土砂災害の他、突発的な大地震が起きれば交通網も寸断され、同時に多発的に火災も発生、公助となる消防や警察などの防災機関が十分に対応できなくなることが予測されます。

阪神・淡路大震災、長野県白馬村地震で被災者の救出に活躍したのも自主防災組織の活動主体となる地域住民等でした。

この度、私たちの大浦区では、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協働の精神に基づき、大浦区の住民等みんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

以上の取組みを具体的に推進するため、活動規範となる大浦区自主防災組織地区防災計画（以下「地区防災計画」という。）を定め、平常時から備えを強化するとともに、災害時には自助・共助を実行することができるよう、この計画に基づく施策と事業に鋭意取り組み、大浦地区（以下「地区」という。）の防災力を着実に高めていくことを基本方針とするものです。

#### 2 地区防災組織の役割

##### （1）平常時（災害に備えるための活動）

- ① 地区の安全点検
- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 防災訓練（特に防災訓練は災害時を想定した実動訓練も前提とします。）

##### （2）災害時（人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動）

- ① 災害対策本部の設置
- ② 情報収集や伝達
- ③ 暴風・水防対策
- ④ 救出救助活動
- ⑤ 初期消火活動
- ⑥ 救急救命活動
- ⑦ 安否確認・避難誘導
- ⑧ 避難所運営
- ⑨ 給食・給水活動
- ⑩ その他災害時に必要とする活動

### 3 計画対象地区と策定主体

#### (1) 計画対象地区（地区防災計画は次表の地番を対象として定めます。）

23-1、33-1（101, 102, 201, 202, 301, 302）119、121-4、121-6、122、123-1、124-1、  
126、130、132、133、134、138、141、142、147、151、154、157、158、158（2F）  
161-1、165、171、176、177、181、182、185-1、189、186、190、288-1

#### (2) 計画実施主体（地区防災計画は下記の団体が定めます。）

令和2年3月現在

団体名称	所在地	世帯数
大浦区自主防災組織	名護市字大浦160番地	47

### 4 地区の特性と予想される災害

#### (1) 地区の特性

① 大浦区自主防災組織のある地区は、名護市の東側に位置し、人口約100人、世帯数47世帯（2020年4月現在）、大浦湾と大浦川との山間に挟まれた地形で、集落の外れには久志地域交流拠点施設「わんさか大浦パーク」が建設され、かつ、大浦川沿いに全長726mの遊歩道も整備され、地域内外から多くの観光客が訪れるなど風光明媚な地区である。

#### ② 災害の教訓

1960年5月の南米チリ津波により、集落内のすべての家屋が浸水し、家畜や家財などが流され大きな損害を受けた。

幸いにも、けが人はいたが死者は出ておらず、高台へと避難したおかげだったと当時の体験者は語っています。

その後も、台風被害や高潮に見舞われています。特に、平成24年9月の台風16号では、住宅への床下床上浸水に、車も水没するなど大きな損害が出ました。

#### ③ 自主防災組織の結成

津波、台風、高潮の教訓から、地区では自分達の地域は自分達で守るという隣・近所同士の助け合いの精神から、平成26年2月10日に大浦自主防災組織を立ち上げ、津波の碑を建立するなど区民の防災意識は高い。

#### (2) 予想される災害リスク

##### ① 大雨洪水災害

ア 地区は、海拔高度5m以下の低地帯にあるため、大雨や集中豪雨による河川の氾濫が想定される。

イ 大雨による集落山側での地すべり、崖崩れ、建物敷地内への土砂流入及び擁壁崩落などの被害が想定されている（土砂災害警戒区域に指定）。

ウ 埋め立てによって形成された地区もあり、家屋への浸水及び道路冠水、車両などの水没が想定される。

##### ② 台風・高潮災害

ア 猛烈な台風襲来による人身被害に建物損壊

イ 高潮による家屋浸水及び道路冠水、車両などの水没

##### ③ 地震災害（平成25年度沖縄県地震被害想定調査に基づく）

ア 本島北部スラブ内地震ではマグニチュード7.8、最大で震度6強が想定され、

地震動に伴う家屋損壊や同時多発的に火災が発生するおそれがある。

イ 沖縄本島東方沖でマグニチュード8.2の大きな地震が発生したら震度6弱の揺れ、地震動に伴う家屋損壊や同時多発的に火災が発生するおそれがある。

ウ 地震動による土砂災害警戒個所等での地すべりと崖くずれ等のリスクがある。

④ 津波災害（平成27年3月沖縄県津波浸水想定設定検討委員会による最大クラスの津波）

前述③イの沖縄本島東方沖で大きな地震が発生したら、大浦河口に21分後に最大遡上15.9m大津波が想定されている。住宅が密集している場所では海拔が低く、津波による被害が想定される。

## 5 活動内容

### （1）平常時の取り組み

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に次の通り取り組みます。

#### ① 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### ② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを防災マップで確認し、改善のための働きかけなどを行います。

#### ③ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

#### ④ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて訓練を行います。

### （2）災害時の取り組み

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

#### ① 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、比較的に時間的余裕がある災害発生おそれのあるときなどに設置します。的確な情報を収集して、情報に基づく活動方針（対策）を協議します。

#### ② 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、名護市災害対策本部などの防災機関へ報告します。

#### ③ 暴風・水防対策

自力で暴風対策が困難な世帯に対して暴風対策の支援を行う。また、限定的浸水のとき、住宅出入口付近に土嚢、砂嚢、ブルーシート、ゴミ袋（水嚢）、タンボールなど用いて水防対策を実施する。

④ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

⑤ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐため、家庭から持ち寄った消火器を集めて初期消火活動を行います。

⑥ 救急救命活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、応急救護所等へ搬送します。

⑦ 安否確認・避難誘導

災害時など地区住民を安全な場所などへ避難誘導します。また、特異な例として不発弾が発見され、処理のための警戒区域が設定されたとき、警戒区域内住民の避難誘導も実施します。

⑧ 避難所運営

万が一に被災したとき、行政が予め指定した避難所に、地区住民等が避難して来ることになります。名護市地域防災計画では「災害時における避難運営の自主運営」の実施者は地区住民となっています。

⑨ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

⑩ その他の災害時における活動

①～⑨のいずれにも含まれない災害時における活動

(3) 災害時避難行動要配慮者及び災害時避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、乳幼児など、人の助けを必要とする災害時避難行動要配慮者、又は名簿登録に同意した災害時避難行動要支援者（以下、「要配慮者等」という。）といいます。

こうした要配慮者等を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていくための個別計画や避難誘導計画を定めます。

① 要配慮者等の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなど点検し、改善に努めます。

② 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者等に複数の避難支援協力者を決めておきます。

③ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者等とのコミュニケーションを図ります。



## 6 地区の防災対策

### (1) 防災体制

令和2年3月現在

組織名称	地区の状況		
大浦区自主防災組織	世帯数：50 人口：100	事業所数：2 従業員数：15	
1 組織体制	役 員		電話番号
	会長	宮里辰之	—
	副会長	嘉手苅政吉	—
	初期消火班長	中村幸平	—
	救出救護班長	比嘉康宏	—
	避難誘導班長	藤原邦彦	—
	給食・給水班長	大城祥子	—
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	二見の里	0980-55-8788	玉城ひとみ施設長
	大浦区集落センタ ー	0980-55-8606	宮里辰之区長
	わんさか大浦パー ク	0980-51-9446	深田友樹英管理責任者
	詳細は大浦区防災情報マップ参照		
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	名護市役所		0980-53-1212
	名護市消防本部		0980-52-1142
	名護警察署		0980-52-0110
	県立北部病院		0980-52-2719
4 その他の事項			

### (2) 活動体制

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
情報収集班	大城光長	防災組織向上	現場の情報収集
初期消火班	松尾太士	災害想定活動啓蒙	初期消火活動
救出救護班	比嘉惟人	救急救命講習の推奨	初期手当、救護
避難誘導班	深田友樹英	避難経路点検	避難案内
給食給水班	宮里千佳	備蓄品管理	炊き出し

### (3) 地区の連絡網

- ① 大規模災害が発生し、自助の後、災害防除活動を行うための地区災害対策本部への集合は自主参集とします。
- ② 自主参集によらないときの連絡網は、会長～副会長、副会長～班長へ、そして班長～副班長、副班長～班員へと連絡して下さい。

【連絡網図（省略）】

(4) 防災関連施設

① 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	県立北部病院	名護市大中 2-12-3	0980-52-2719
その他の医療機関	北部医師会病院	名護市字宇茂佐 17123	0980-54-1111
同上	久志診療所	名護市字三原 64-7	0980-55-8886

② 要配慮者等施設

名称	住所	連絡先	備考
二見の里	名護市字二見 241-7	0980-55-8788	

③ その他の施設（災害時に活用可能な資器材等保有事業所）

名称	住所	連絡先	備考
わんさか大浦パーク	名護市字大浦 465-7	0980-51-9446	器材
宮里グリーン	名護市字大浦 284-1	0980-55-8661	重機、器材

(5) 防災資器材等

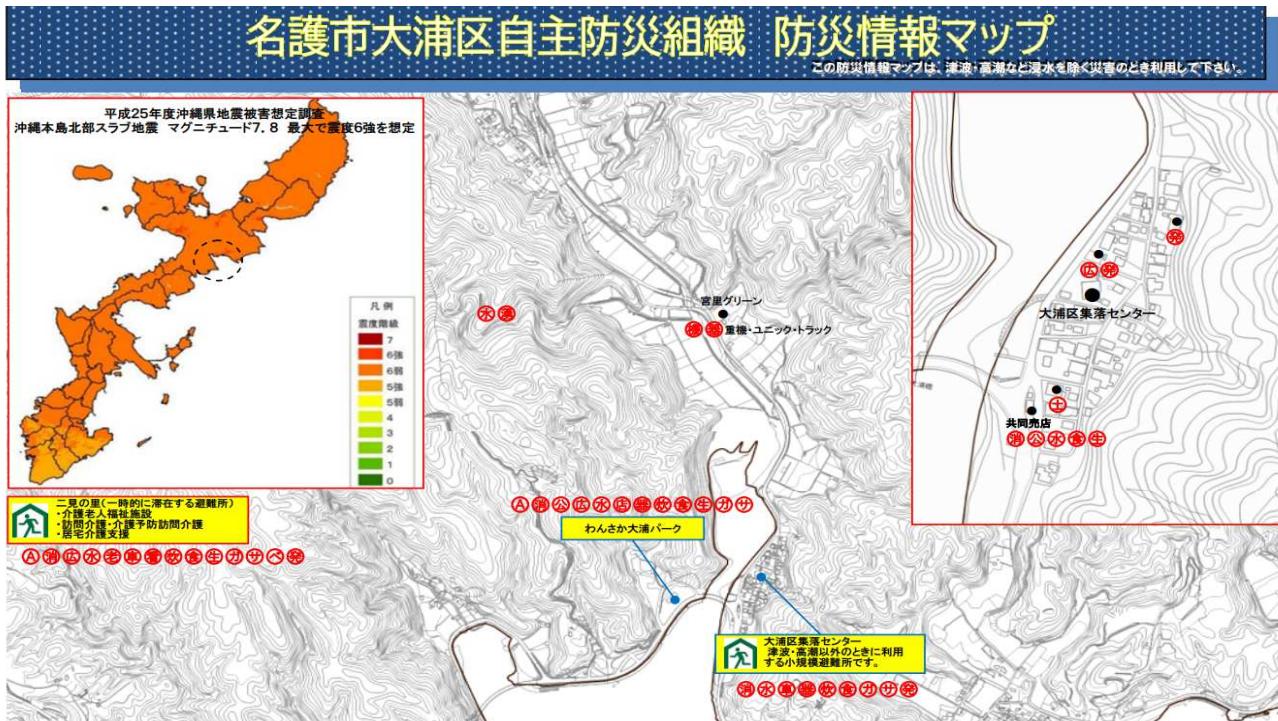
① 自主防災組織保有防災資器材

名称	物資名	数量	備考
大浦区	消火器	1	初期消火用
	車いす、担架、リヤカー	各 1	救急救護用
	発電機	1	避難誘導用
	食料	300 食	炊出し用
	ガス	2	

② 協定締結事業所保有防災資器材

名称	物資名	数量	備考
わんさか大浦パーク	A E D	1	
	消火器	1	
	チェンソー	1	
	ガス	4	
	焼き出し用品	一式	B B Q セット
	食料	一式	
	生活物資	一式	
宮里グリーン	ユニット	1	
	ユニック	1	
	トラック	1	
二見の里	消火器	1	
	A E D	1	
	車いす	5	
	ガス	1	
	ベッド	1	
	発電機	1	
	食料	一式	
	生活物資	一式	
	焼き出し用品	一式	厨房設備

(6) 地区津波防災マップ及び防災情報マップ



名護市防災行政無線聞き直しダイヤル…(0980)-52-1190 警察…110番 火事・救急119番

制作:大浦区自主防災組織(0980)55-8606

企画編集:NPO法人防災サポート沖縄(098)923-4442

この地図の作成にあたっては、沖縄県知事の承認を得て、沖縄県数値地形図を複製したものである。(令和2年6月2日付け企情第341号)

## (7) 地区津波防災マップ及び防災情報マップ裏面

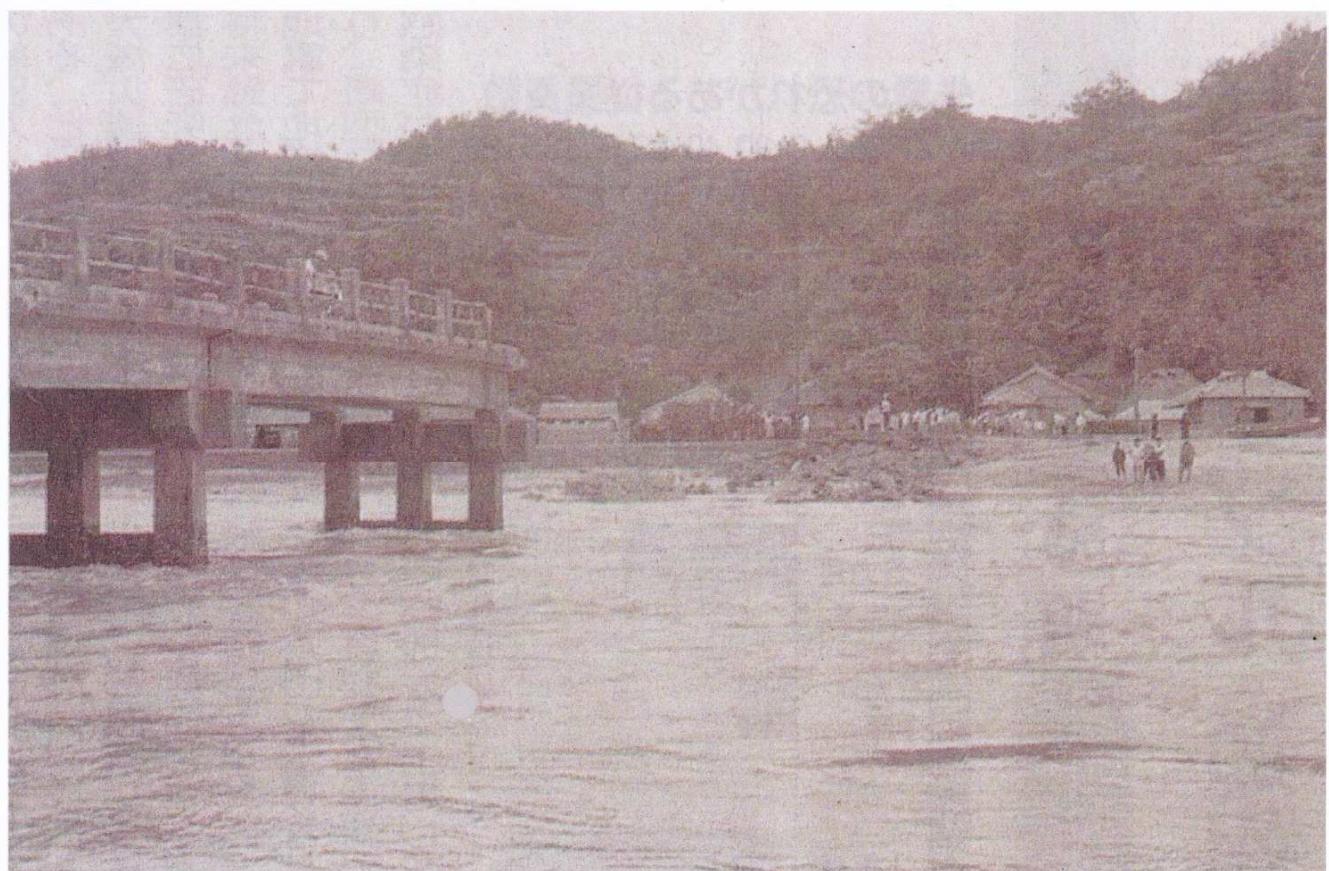
### 津波の教訓を忘れてはならない

1960年5月23日の午前4時11分（日本時間）、南米・チリ共和国でマグニチュード9.5という世界最大規模の巨大地震が発生しました。

この地震の直前にマグニチュード7～7.5の前震と思われる地震が5～6回続き、その後に本震が発生、首都サンティアゴ・デ・チレ（Santiago de Chile）、をはじめ、チリ全土で死者1,743名、負傷者667名という大きな被害となりました。

この地震発生から15分後に約18mの大津波がチリ沿岸部を襲い、名護市大浦には、翌24日の午前5時半頃から3波の津波が来襲、3番目の津波が最も高い4.73mと、豚や山羊などの家畜、生活用品も押し流され、売店の屋根にしがみついて命拾いをした人、石垣に這い上がり難を逃れたという記録が残されています。

津波は、繰り返し発生します。この教訓をいつまでも忘れないように、自分の命は自分で守る、自力避難が困難な方を共に助け合う「自助と共助」の地域づくりに区民一体となって取り組み、安心して暮らせる大浦を目指してまいりましょう。



コンクリート製の大浦橋が津波で流される。

## (8) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防及びN P O等と共に連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

### ① 防災訓練

役員参集、災害対策本部の設置、情報収集と住民への伝達、初期消火、救出救助、

救急救命、安否確認に避難誘導、給食・給水訓練、避難所運営に至るまでの個別訓練、又は総合訓練

### ② 防災啓発

ア クロスロードゲーム

イ 災害対応訓練（イメージTEN）

ウ 避難所運営ゲーム（HUG）

エ 親子防災教室

オ 防災講演

カ その他

### ③ 訓練成果の反映による活動内容等の見直し

上記①～②の訓練の実施後は、訓練結果を検証して次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

## (8) 資器材、器具等の点検

災害防除活動を行う各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班名	担当者	内 容	時 期
初期消火班	中 村 幸 平	消火器点検	防災訓練前後
救出救護班	比 嘉 康 宏	リヤカー、車いす、担架	防災訓練前後
避難誘導班	藤 原 邦 彦	発電機、ガス	防災訓練前後
給食・給水班	大 城 祥 子	食料、飲料	防災訓練前後
情報収集班	大 城 光 長	防災無線、拡声器	4カ月に1回

## (9) 要配慮者等への支援体制の整備

組織体制をもって、要配慮者等の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内 容	時期 (目標)
初期消火班	中 村 幸 平	初期消火活動、消防車両進入誘導	防災訓練前後
救出救護班	比 嘉 康 宏	要支援者情報をもとに救護活動	防災訓練前後
避難誘導班	藤 原 邦 彦	避難経路をもとに誘導	防災訓練前後
給食・給水班	大 城 祥 子	体調管理を行い食料配食	防災訓練前後
情報収集班	大 城 光 長	要配慮者の状況伝達、医療機関との連携	防災訓練前後



## 11 協定等

### 11-1 応援協定一覧表

名護市災害時応援協定一覧表

NO	協定名	締結日	締結先
1	災害支援協旅行に関する覚書	H10.6.1	名護郵便局・久志郵便局・久辺郵便局・名護大中郵便局・屋部郵便局・名護宮里郵便局・名護大北郵便局・郵便事業株式会社名護支店
2	沖縄県水道災害相互応援協定	H15.3.27	国頭村長 外44水道事業管理者及び町村長
3	緊急時における応急活動の協力に関する協定	H16.6.30	名護市管工事協同組合 ※名護市水道事業管理者との協定
4	災害時応急対策業務協定	H19.5.25	名護市建設関連五団体 (名護市建設業協会、名護市電管設備業協会、名護市造園業協会、北部建築設計協会、北部建設コンサルタント業協会)
5	大規模災害発生時の協力体制に関する協定書	H19.11.22	沖縄県立北部病院
6	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定	H20.6.30	北部電気工事協同組合
7	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	H21.12.4	琉球ジャスコ株式会社
8	広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	H23.7.8	大阪府枚方市 高知県四万十市 北海道別海町
9	消防相互援助協定	H23.7.13	在日海兵隊基地キャンプバトラー消防本部
10	災害時における羽地ダム周辺施設の利用に関する協定	H23.9.28	沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所
11	全国ハンセン病療養所所在地市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	H24.7.12	青森市(青森県)、登米市(宮城県)、草津町(群馬県)、東村山市(東京都)、御殿場市(静岡県)、瀬戸内市(岡山県)、高松市(香川県)、鹿屋市(鹿児島県)、奄美市(鹿児島県)、名護市(沖縄県)、宮古島市(沖縄県)
12	災害時等における名護市学園都市形成施設の使用に関する協議	H24.1.17	公立大学法人名桜大学
13	災害時における沖縄県名護警察署代替施設としての名護市学園都市形成施設の利用に関する協定	H24.1.17	名護警察署
14	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	北海道滝川市
15	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H25.1.26	岩手県八幡平市
16	稚賀時における「道の駅許田」道路管理施設の利用に関する協定	H25.2.20	沖縄総合事務局北部国道事務所
17	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H25.3.6	沖縄サンコーストホテル
18	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H25.3.6	ベストウェスタン沖縄幸喜ビーチ
19	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.3.26	金秀リゾート株式会社 (喜瀬ビーチパレス)
20	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.3.26	株式会社前田産業 (ホテルゆがふいんおきなわ)
21	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.3.26	名護市産業支線センター
22	潮位・気象観測システム等の追加実証に関する協定	H26.4.1	株式会社NTTデータ 公共システム事業本部
23	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.4.23	沖縄県(県営東江高層住宅)
24	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.9.1	ルートインジャパン株式会社 (ホテルルートイン名護)

NO	協定名	締結日	締結先
25	緊急割込放送の実施に関する協定	H26.9.17	株式会社FMやんばる
26	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H26.9.30	オリオンビール株式会社名護工場
27	災害時の情報交換及び応援に関する協定	H26.10.20	内閣府沖縄総合事務局
28	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	H26.12.10	西日本電信電話株式会社沖縄支店
29	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H27.3.18	株式会社スーパーホテル沖縄名護
30	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	H27.3.18	株式会社ツハエンタープライズ (ホテルデルフィーノ名護)
31	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク端末局の管理及び運用に関する協定書	H28.2.9	沖縄県
32	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	H29.3.29	沖縄県知事 外24市町村長
33	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	H29.3.29	沖縄県知事 外25市町村長等
34	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	H29.3.30	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会
35	災害時における飲料用水の提供に関する協定書	H30.12.17	株式会社伊藤園 名護工場
36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	R1.7.10	社会福祉法人翠泉会 在宅複合型施設 羽地苑
37	災害時の協力に関する協定書	R1.12.20	沖縄電力株式会社名護支店
38	災害応援協定書	R2.2.25	(一社)日本碎石協会沖縄県支部
39	災害時における施設の使用に係る協議書	R2.3.2	公立大学法人名桜大学
40	名護市東海岸地域における大規模等災害時の地域防災協定	R2.3.26	名護市久志支部区長会 (株)カヌチャベイリゾート
41	災害に係る情報発信等に関する協定	R2.6.30	ヤフー株式会社
42	災害時における燃料等の支援協力に関する協定	R2.7.20	沖縄県石油商業組合
43	大規模災害時における相互応援協定	R3.2.9	愛知県あま市
44	災害時における飲料水の提供に関する協定	R3.4.22	株式会社沖縄伊藤園
45	災害応援協定	R3.7.19	株式会社マリンワークス
46	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R3.10.26	社会福祉法人美健会 特別養護老人ホーム久辺の里
47	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R4.9.15	社会福祉法人松籟会 特別養護老人ホームかりゆしぬ村

## 12 様式集

### 12-1 災害即報様式

#### 災害概況即報

##### 災害即報様式第1号

報告日時	年月日時分
市町村名	名護市
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	年月日時分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人	住家	半壊	棟	床上浸水
*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。									
応急対策の状況	被害集中地域 ...								

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

## 災害即報様式第2号

## 被 告 状 況 即 報

市町村名	名護市		区 分		被 告			
災害名 報告番号	第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		災害対策本部設置 ・措置状況	1. 設置年月日時分 2. 廃止年月日時分 3. 避難状況 4. 応援要請の概要 5. 応急措置の概要 6. 救助活動の概要 7. その他の措置
				冠水	ha			
報告者名			畠	流水・埋没	ha		農産被害 林産被害 畜産被害 水産被害 商工被害	
	死 者	人		冠水	箇所			
人的被害	区 分		文教施設	箇所		小計	農産被害 林産被害 畜産被害 水産被害 商工被害	
	行方不明者	人	病院	箇所				
	負傷者	重 傷	人	道 路	箇所			
		軽 傷	人	橋りょう	箇所			
住家被害	全 壊	棟	河 川	箇所		災害救助法の適用 消防職員出動延人数 消防団職員出動延人数		
		世帯	港 湾	箇所				
		人	砂 防	箇所				
	半 壊	棟	清掃施設	箇所				
		世帯	崖くずれ	箇所				
		人	鉄道不通	箇所				
	一部破損	棟	被 告 船舶	隻				
		世帯	水 道	戸				
		人	電 話	回線				
	床上浸水	棟	電 気	戸				
		世帯	ガス	戸				
		人	ブロック塀等	箇所				
	床下浸水	棟	罹 災 世 帯 数	世帯			被 告 総 額	
		世帯	罹 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生	建 物	件			
		公共建物	棟	危 険 物	件			
非住家	そ の 他	そ の 他	件					

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災害発生場所  
災害発生年月日  
災害の概況  
消防機関の活動状況

備考

## 12-2 災害報告様式

### 災害報告様式第1号

#### 災害確定報告

市町村名	名護市		区分		被 告	区分		被 告	災害対策本部設置 ・措置状況  1. 設置年月日時分 2. 廃止年月日時分 3. 避難状況 4. 応援要請の概要 5. 応急措置の概要 6. 救助活動の概要 7. その他の措置  災害救助法の適用 有・無 消防職員出動延人数 人 消防団職員出動延人数 人  災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況  考		
災害名 報告番号	月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設		千円	
				畠	冠水	ha	農林水産業施設	千円			
				畠	流水・埋没	ha	公共土木施設	千円			
報告者名	冠水	箇所		その他の公共施設	千円		小計			千円	
	文教施設	箇所					農産被害			千円	
	病院	箇所					林産被害			千円	
	道 路	箇所					畜産被害			千円	
人的被害	橋りょう	箇所					水産被害			千円	
	河 川	箇所					商工被害			千円	
	港 湾	箇所									
	砂 防	箇所									
住家被害	全 壊	棟									
	全 壊	世帯									
	全 壊	人									
	半 壊	棟									
	半 壊	世帯									
	半 壊	人									
	一部破損	棟									
	一部破損	世帯									
	一部破損	人									
	床上浸水	棟									
	床上浸水	世帯									
	床上浸水	人									
	床下浸水	棟		罹 災 世 带 数	世帯						
	床下浸水	世帯		罹 災 者 数	人						
	床下浸水	人		建 物	件						
	非住家	公共建物	棟	危 険 物	件						
	非住家	その 他	棟	そ の 他	件						

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

## 災害報告様式第1号補助表1

## 公立文教施設被害

市町村名（名護市）

学校名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表2

## 農林水産業施設被害

市町村名(名護市)

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表3

## 公共土木施設被害

市町村名(名護市)

管理者市町村	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。  
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。  
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表4

## その他の公共施設被害

市町村名(名護市)

管理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

## 災害報告様式第1号補助表5

## 農　産　被　害

## 1. 農作物被害

市町村名(名護市)

農産物等名	総栽培面積 Ha	被害面積 Ha	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考
計						

## 2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備考

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表6

## 林 産 被 害

## 1. 農作物等被害

市町村名(名護市)

林 产 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

## 2. 施設被害

林 产 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林产物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林产物名を記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表7

## 畜産被害

## 1. 家畜等

市町村名(名護市)

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
計				

-104-

## 2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表8

## 水産被害

## 1. 漁船被害

市町村名(名護市)

規模	隻数	被害程度	被害金額	備考
トン			千円	

## 2. 漁具被害水産物等被害

種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	

## 3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。

2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表9

## 商 工 被 害

市町村名（名護市）

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

## 災害報告様式第2号

市町村名（名護市）

区分		災害名							計
人 的 被 害	発生年月日								
	死者	人							
	行方不明	人							
	負傷者	重傷 軽傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
一 部 破 損			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
床 下 浸 水			人						
			棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共施設		棟						
	その他		棟						
そ の 他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋	梁	箇所						

災害名									計
区分		発生年月日							
その他の その他	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清 掃 施 設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被 害 船 舶	隻							
	水 道	戸							
	電 話	回線							
	電 気	戸							
	ガ ス	戸							
ブロック塀等		箇所							
火災発生	建 物	件							
	危 險 物	件							
	その他の	件							
罹 災 世 帯 数		世帯							
罹 災 者 数		人							
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
その他の その他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	その他の被害	千円							
被 害 総 額		千円							
災害対策本部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用		有・無							
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

### 災害即報様式第1号の記入要領

災 害 概 況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概　　況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
		地　震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火　山 噴　火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらの類する災害の概況		
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難情報を発令した場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

### 災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部 設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難情報を発令した者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難情報発令した日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の内容	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
応急措置の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類 概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の 活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

## 12-3 自衛隊派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

沖縄県知事 殿

名護市長

### 自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

#### 1 災害の状況及び派遣を必要とする理由

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 災害発生場所 沖縄県名護市

(4) 災害の状況

(5) 派遣要請を依頼する事由

#### 2 派遣を希望する期間 年 月 日から

年 月 日まで

#### 3 派遣を希望する勢力

(1) 人員 :

(2) 装備 : 船舶( )・航空機( )・その他( )

#### 4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 連絡場所及び連絡職員

(3) 活動内容 捜索救助・道路啓開・水防・輸送・その他( )

#### 5 その他参考となるべき事項

作業用資材、派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況

## 12-4 自衛隊派遣撤収要請依頼書

文書番号	年	月	日
沖縄県知事 殿			
名護市長			
<b>自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について</b>			
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1 撤収要請依頼日時	年	月	日 時
2 派遣要請依頼日時	年	月	日 時
3 撤 収 作 業 場 所			
4 撤 収 作 業 内 容			

12-5 避難者名簿

避難所名		開設期間		年 月 日 時から			
				年 月 日 時まで			
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男 女	日 時 分	日 時 分	
計 名		(内 65歳以上)		名、 乳幼児		名)	

## 12-6 避難者カード

## 避 難 者 カ ー ド

住 所 :				避難所名 :		
氏 名	続柄	性別	年齢	収容日	退所日	備考

12-7 避難行動要支援者名簿

番号	氏 名	生年月日	性別	住民票 コード	郵便 番号	住所又は居所	電話番号 その他の 連絡先	避難支援等を必要とする事由		その他 施設又 は 在宅
								(障害、要介護、難 病、療育、その他) の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判 定等	

12-8 防災カード

## 防災カード

住所等の情報が変更になった場合は、速やかにご連絡ください。

対象者名	男 女 明 大 昭 平 年 月 日生 ( 齢)		
住所	電話番号		
血液型	留意事項		
<p style="text-align: center;">— 緊急連絡先 —</p> <p>氏名 続柄 電話 携帯</p>		<p style="text-align: center;">— 緊急連絡先 —</p> <p>氏名 続柄 電話 携帯</p>	
<p style="text-align: center;">— 民生委員 —</p>		<p style="text-align: center;">— 自治会長 —</p>	
			
<p style="text-align: center;">— 安否連絡者 3 —</p>		<p style="text-align: center;">— 安否連絡者 1 —</p>	
<p style="text-align: center;">— 避難時補助員 —</p>		<p style="text-align: center;">— 誘導補助員 —</p>	
<p>医療機関① 病歴等 (治療中の疾患等)</p>		電話番号	
<p>医療機関② 病歴等 (治療中の疾患等)</p>		電話番号	
<p>特記事項</p>			
登録日		登録No.	行政区

## 12-9 罹災者名簿

様式第 21 号の 2

### 罹 灾 者 名 簿

市町村名 名護市

被害の程度	住 所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備 考
				小学校	中学校	

(注) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票に記載されている者で、罹災しなかつたもの又は住民票に記載されていない者にあっては、その細を備考欄に記入のこと。  
被害の程度別に、小計を付して合計すること。

## 12-10 罹災者台帳

## 罹 灾 者 台 帳

罹災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 罹 灾 場 所	罹 灾 の 状 況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 号 ・ ・	氏名 名護市	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 ( ) 4. 不明 人的被害：1. 死亡( ) 2. 行方不明( ) 3. 重傷( ) 4. 軽傷( )
住 宅 地 図 頁 P	罹災年月日 · · 調査実施年月日 · · 調査担当者	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他( ) 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号 ・ ・	氏名 名護市	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 ( ) 4. 不明 人的被害：1. 死亡( ) 2. 行方不明( ) 3. 重傷( ) 4. 軽傷( )
住 宅 地 図 頁 P	罹災年月日 · · 調査実施年月日 · · 調査担当者	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他( ) 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 大規模半壊 4. 中規模半壊 5. 半壊(焼) 6. 準半壊 7. 準半壊に至らない(一部破損) 8. 床上浸水 9. 床下浸水
第 号 ・ ・	氏名 名護市	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 ( ) 4. 不明 人的被害：1. 死亡( ) 2. 行方不明( ) 3. 重傷( ) 4. 軽傷( )
住 宅 地 図 頁 P	罹災年月日 · · 調査実施年月日 · · 調査担当者	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他( ) 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 大規模半壊 4. 中規模半壊 5. 半壊(焼) 6. 準半壊 7. 準半壊に至らない(一部破損) 8. 床上浸水 9. 床下浸水

## 12-11 罹災証明書

様式第1号（第3条関係）

### 罹災証明書交付申請書

名護市長 殿

令和 年 月 日

住 所

申請者 氏 名

連絡先

下記災害による被害状況を証明願います。

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 ※必要に応じて記入 してください。	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現に居住している（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

係員使用欄（記入しないでください。）

令和 年 月 日

上記申請を別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

様式第2号（第3条関係）

被害届出証明書交付申請書

名護市長 殿

令和 年 月 日

住 所

申請者 氏 名

連絡先

下記災害による被害状況を届け出ます。

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 ※必要に応じて記入してください。	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現に居住している（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

係員使用欄（記入しないでください。）

令和 年 月 日

上記申請を別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

様式第3号（第5条関係）

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現に居住している（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 印

## 被害届出証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現に居住している（世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。）建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、届出があったことを証明します。

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 印

## 12-12 公用令書

### (1) 従事命令、協力命令

従事第 号	公 用 令 書
住 所	従事
氏 名	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。
	協力
年 月 日	処分権者 氏名
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

### (2) 保管命令

管理第 号	公 用 令 書			
住 所				
氏 名	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日	処分権者 氏名			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(3) 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書							
住 所	管理						
氏 名	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり使用する。						
収用							
年 月 日							
処分権者 氏名							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

(4) 変更

管理（使用、収用）第 号 公 用 変 更 令 書							
住 所	災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。						
氏 名							
年 月 日							
処分権者 氏名							
変更した処分の内容							

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

(5) 取消

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる  
処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)